

令和5年における

裁判員裁判の実施状況等に関する資料

最高裁判所事務総局

はじめに

1 本資料は、裁判員制度に対する国民の理解と関心を深めるとともに、同制度の運用の改善などのための検討に資するため、裁判員法103条に基づき、毎年、裁判員裁判対象事件の取扱状況、裁判員及び補充裁判員の選任状況その他裁判員法の実施状況について公表するものである。

本公表は、第15回目の公表であり、令和5年（令和5年1月1日から同年12月31日まで）における裁判員裁判対象事件を対象としている。

2 本資料は、以下の4部構成をとっている。

(1) 第1の「実施状況の概要」（図表1ないし図表10）では、裁判員裁判対象事件の概況データを一覧表で示した上で、裁判員裁判対象事件の新受、終局、未済の各状況及び裁判員等の負担について示した。

(2) 第2の「裁判員等の選任に関する実施状況について」（図表11ないし図表28）では、裁判員候補者名簿の作成から事件ごとの候補者選定、調査票及び質問票の回答に基づく辞退許可等、選任手続期日における裁判員の選任・不選任に至るまでの選任手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、選任手続全般を通じた辞退の許否に関する状況について、データを示した（手続の流れ等については、12頁以下を参照されたい。）。

(3) 第3の「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」（図表29ないし図表76）では、公判前整理手続から公判審理、評議、裁判の結果（判決等）、上訴に至る裁判手続の流れに沿って、統計データを示すとともに、特に、公判前整理手続や公判審理に要した期間等について、データを示した（手続の流れ等については、39頁以下を参照されたい。）。

(4) 第4の「その他」（図表77ないし図表82）では、弁護人及び通訳人、裁判員法違反に関する統計データを示した。

3 本資料の統計、図表その他の計数資料は、主に、司法統計年報、通達に基づく裁判統計報告書及び刑事局への各種報告等によるものである。

4 本資料の全般に用いられる特別法等の略称や用語の定義、平均値の算出方法については、凡例のとおりである。

令和6年7月

最高裁判所事務総局

凡　　例

1 特別法、政令の略称

[略称]	[法令、政令名]
裁判員法（又は「法」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
裁判員規則（又は「規」）	裁判員の参加する刑事裁判に関する規則
辞退政令	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令（平成20年政令第3号）
銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
組織的犯罪処罰法	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律
麻薬取締法	麻薬及び向精神薬取締法
麻薬特例法	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律
自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律

2 用語の定義・説明

（※[頁]は最初に掲載されたページ数のみを記載した（ただし、図表1、29を除く）。）

[用語]	[定義・説明]	[頁]
裁判員裁判対象事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された法2条1項各号に該当する事件及び法5条本文に該当する事件。	1
新受人員	起訴された被告人の員数又は他の裁判所から移送等によって受理した被告人の員数。ただし、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。	2
延べ人員	1人の被告人、裁判員候補者及び被害者等を重複して計上することがある場合をいう。例えば、同一の被告人に対する複数の事件が各別に起訴された場合には、その後、これら複数の事件を併合して審理、終局した場合であっても、事件ごとに員数を計上した。	2

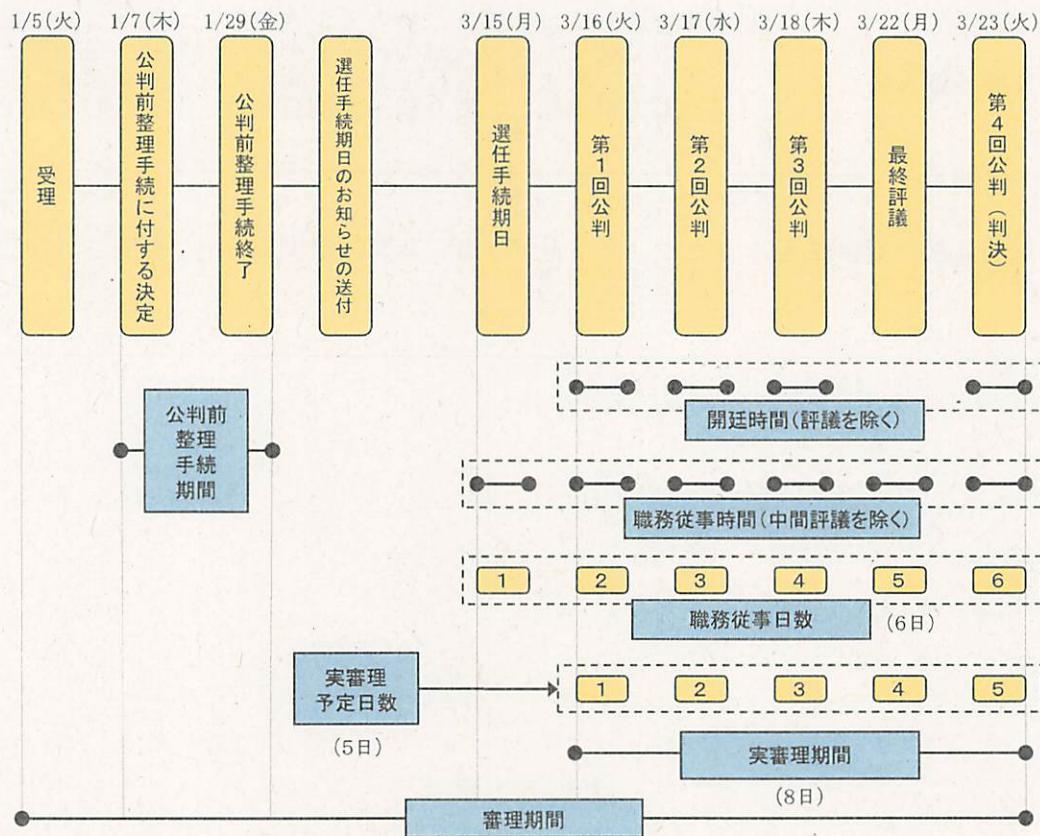
[用語]	[定義・説明]	[頁]
終局人員	判決、決定、その他で終局した被告人の員数。裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。複数の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、各被告人の員数を計上し、同一の被告人に対する事件の審理が併合されて終局となった場合には、全事件を通じて1人として計上した。ただし、同一の被告人に対する事件を分離し、各別に終局となった場合には、終局した事件ごとに1人として計上した。	5
実人員	1人の被告人、裁判員候補者名簿登録者、選任された裁判員等を1人として計上する場合をいう。例えば、同一の被告人について複数の起訴があり、その事件の審理が併合されたまま終局したときでも1人として計上し、2人の被告人の事件が併合されたまま審理終局したときは、手続及び判決が1つであっても2人として計上した。	5
罪名（終局時）	未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。複数の罪名に当たる事件を併合審理した場合で、有罪（一部無罪を含む。）のときは處断罪名を、無罪やその他のときは起訴されている（訴因変更があった場合は変更後の）罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名（裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの）を、それぞれ計上した。 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。	5
判決人員	裁判員の参加した合議体により審理終局した被告人の員数。少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員法3条1項及び3条の2第1項の除外決定があったもの及び裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない（実人員）。 ただし、公判前整理手続に関する図表の判決人員は、裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等を含まないため、他の図表の判決人員とは異なる。	5
未済人員	起訴後、裁判所に事件は係属しているが、終局に至らない被告人の員数。本資料においては、令和5年12月31日現在の未済人員を計上した。	7
職務従事日数	裁判員等が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計をいう（凡例VI頁のイメージ参照）。	10
職務従事時間	選任手続期日に要した時間、開廷時間及び最終評議に要した時間の合計時間（中間評議に要した時間を含まない。）をいう（凡例VI頁のイメージ参照）。	10

[用語]	[定義・説明]	[頁]
自白	終局の段階において、全ての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいう。	10
否認	終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。	10
終局件数	裁判員の参加した合議体により審理終局した事件ごとの件数（終局した被告人の員数を計上する終局人員とは異なる。）。原則として、被告人単位で計上しているが、終局時に複数の被告人の事件が併合されている場合には、最も刑の重い被告人1人について計上している。	10
受訴裁判所 (又は「裁判所」)	当該事件を審理する裁判体をいう。裁判員が選任される前は、裁判官3人（又は1人）の組織であり、裁判員選任後は、これに裁判員6人（又は4人）を加えた組織をいう。	12
選任手続期日	法27条1項で定める期日をいう。法97条1項による選任予定裁判員から裁判員等を選任する手續期日を含まない。	12
実審理予定日数	裁判員等選任手續期日のお知らせに記載した公判期日等（評議のみの日、判決のみの日を含み、選任手續期日のみの日を含まない。）が予定されている日数の合計である（凡例VI頁のイメージ参照）。	15
選定された裁判員候補者数	起訴された裁判員裁判対象事件について、受訴裁判所が定め、地方裁判所がくじで選んだ裁判員候補者の員数をいう。選定があった後、法3条1項及び3条の2第1項の除外決定がされた場合や法5条ただし書によって取り扱われることとなった場合、裁判員が参加する合議体で審理が行われることなく、公訴棄却・移送等で終局した場合には、選定された裁判員候補者の数は計上していない。また、法28条の追加呼出しの場合に定められた追加して呼び出すべき裁判員候補者の員数及び法90条の選任予定裁判員を選定するために呼び出すべき裁判員候補者の員数を含むが、選定後、選任手續期日の指定を取り消したため、選定を取り消された裁判員候補者の員数を含まない。	19
呼び出さない措置がされた裁判員候補者	選定された裁判員候補者のうち、1)裁判員候補者名簿記載通知が到達していない場合、2)欠格事由・就職禁止事由に該当する場合及び3)法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手續期日に呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	20
辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	呼び出さない措置がされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められて呼び出さない措置がされた裁判員候補者をいう。	20

[用語]	[定義・説明]	[頁]
辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、辞退申出により法16条の辞退事由に該当すると認められた場合で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう。	20
呼出取消しがされた裁判員候補者	選任手続期日への呼出しがされた裁判員候補者のうち、欠格事由・就職禁止事由に該当する場合又は法16条の辞退事由に該当すると認められた場合等で、選任手続期日への呼出しが取り消された裁判員候補者をいう（本文第2の1参照）。	22
辞退が認められた裁判員候補者（選任手続全般を通じて）	1)辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者、2)辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者及び3)選任手続期日に辞退が認められた裁判員候補者の合計をいう。	34
審理期間	事件の受理の日から終局までの期間（併合事件がある場合は、最初の事件を受理した日から終局までの期間。）（月数）をいう（多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。）（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
公判前整理手続期間	公判前整理手続に付する旨の決定があった日から同手続が終了した日までの期間（月数）をいう（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
実審理期間	第1回公判期日から終局（判決宣告）までの期間（日数）をいう。審理等が行われなかった日や土日祝日を含む（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
開廷時間	公判期日及び刑事訴訟法281条に基づく証人尋問等の公判準備に要した全ての時間をいう。評議（中間評議の時間を含む。）の時間を含まない（凡例 VI 頁のイメージ参照）。	40
証人尋問時間、被告人質問時間	「検察官」の尋問（質問）時間には、被害者（委託弁護士を含む。）の尋問（質問）時間を含み、「弁護人」の証人尋問時間には、被告人本人による尋問時間を含む。	40
取調べ証拠数	検察官又は弁護人（被告人を含む。）が請求し、取り調べられた書証、物証及び人証の合計数をいう。双方請求の場合は、それぞれに重複して計上したため、延べ数である。	57

[用語]	[定義・説明]	[頁]
取調べ証人数	検察官若しくは弁護人（被告人を含む。）が請求し又は職権で取り調べられた人証の合計数をいう。取調べ証拠数とは異なり、実人員数を計上した（同一の証人を検察側、弁護側双方が請求し、取り調べた場合には、1人として計上した。）。	57
裁判員裁判対象罪名の事件	平成21年5月21日の裁判員制度施行前に起訴された法2条1項該当事件。	79

＜期間・時間に関するイメージ＞



(注) 日付は架空のものである。

3 数値の算出方法

(1) 平均値の算出方法

ア 平均審理期間

平均審理期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。なお、（ ）内は階級の代表値で月数を示す。

1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5） 6月以内（4.5） 1年以内（9）

2年以内（18） 3年以内（30） 3年を超えるもの（60） の8区分

イ 平均公判前整理手続期間

平均公判前整理手続期間は、次の階級区分によって算出した（ただし、図表40を除く。）。（ ）内は階級の代表値で月数を示す。なお、統計数値の収集実績に伴い、平成23年の資料から分布の表示方法及び代表値を変更した。

15日以内（0.5） 1月以内（0.5） 2月以内（1.5） 3月以内（2.5）

6月以内（4.5） 9月以内（7.5） 1年以内（10.5） 1年3月以内（13.5）

1年6月以内（16.5） 1年9月以内（19.5） 2年以内（22.5）

2年3月以内（25.5） 2年6月以内（28.5） 2年9月以内（31.5）

3年以内（34.5） 3年を超えるもの（48） の16区分

ウ その他の平均値

上記以外の平均値（選任された補充裁判員数の平均、平均開廷回数、平均取調べ証拠数、平均実審理期間、平均評議時間等）は、対象となる人数、回数、日数等の和をサンプル数で除する方法によって算出した。

(2) 構成比及び比率（%）の算出方法

構成比及び比率は小数第2位を四捨五入する方法で算出した。そのため、項目ごとの合計が100.0%にならない場合がある。

目 次

第1 実施状況の概要

1 概況	1
図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ	(1)
2 新受人員及びその内訳（府別・罪名別）	2
図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員	(2)
図表3 府別の新受人員	(3)
図表4 罪名別の新受人員	(4)
3 終局人員及びその内訳（府別・罪名別）	5
図表5 府別の終局人員	(5)
図表6 罪名別の終局人員	(6)
4 未済人員及びその内訳（府別・係属期間別）	7
図表7-1 府別の未済人員	(7)
図表7-2 係属期間別の未済人員	(8)
(参考) 府別の新受、終局及び未済の各人員	9
5 裁判員等の負担	10
図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）	(10)
図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）	(10)
図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）	(11)

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 本項の概要	12
(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ	12
(2) 本項における集計の在り方	15

2	名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））	16
	図表 1 1 裁判員候補者名簿登録人数、調査票回答者数、就職禁止事由申出者数、定型的辞退事由申出者数（序別）	(17)
	図表 1 2 月別の参加困難月申出者数	(18)
3	「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階	19
(1)	裁判員候補者の選定	19
	図表 1 3 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）	(19)
	(参考) 平均実審理予定日数の推移	(19)
(2)	辞退許可の状況	20
	図表 1 4 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）	(20)
	図表 1 5 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（序別）	(21)
4	選任手続期日当日	22
(1)	出席状況	22
	図表 1 6 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）	(22)
(2)	辞退申立て、許否に関する状況	23
	図表 1 7 選任手続期日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(23)
(3)	不選任に関する状況	24
	図表 1 8 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）	(24)
(4)	選任の状況	25
	図表 1 9 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（序別）	(26)
	図表 2 0 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び補充裁判員の属性	(28)
	図表 2 1 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）	(30)
(5)	解任の状況	31
	図表 2 2 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）	(31)
(6)	その他	32
	図表 2 3 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）	(32)

5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）	33
図表 2 4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	(33)
図表 2 5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）	(34)
図表 2 6 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（序別）	(36)
図表 2 7 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合（%）（辞退事由別）	(38)
図表 2 8 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合	(38)

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 本項の概要	39
(1) 裁判員の参加する公判手続の対象となる事件・合議体の構成	39
(2) 裁判員裁判における公判手続の流れ	39
(3) 本項における集計の在り方	43
2 概況	44
図表 2 9 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ	(44)
3 審理	44
(1) 合議体の構成・除外決定	44
図表 3 0 合議体の構成別の判決人員（罪名別）	(45)
図表 3 1 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）	(45)
図表 3 2 罪名別の除外決定がされた判決人員	(45)
(2) 公判前整理手続	46
図表 3 3 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）	(46)
図表 3 4 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員	(47)
図表 3 5 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(48)
(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移（総数・自白・否認）	(49)
(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移（総数・自白・否認）	(49)
図表 3 6 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(50)

図表 3 7	自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 8	第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(51)
図表 3 9	開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間	(52)
図表 4 0	審理段階別の平均日数（自白否認別）	(53)
(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間	・・・・・	54
図表 4 1	自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間	(54)
図表 4 2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）	(54)
図表 4 3	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）	(55)
図表 4 4	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	(56)
図表 4 5	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）	(56)
(4) 公判審理（証拠調べ）	・・・・・	57
図表 4 6	取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）	(57)
図表 4 7	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）	(58)
図表 4 8	取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）	(59)
図表 4 9	証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 0	証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）	(60)
図表 5 1	被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）	(61)
図表 5 2	開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布	(61)
図表 5 3	開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 4	開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布	(62)
図表 5 5	平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）	(63)
図表 5 6	取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）	(64)
図表 5 7	自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人数	(64)
(5) 客観的併合	・・・・・	65
図表 5 8-1	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）	(65)
図表 5 8-2	公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び	

平均取調べ証拠数（否認事件）	(65)
図表 5 9-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）	(66)
図表 5 9-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）	(66)
図表 6 0-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（自白事件）	(67)
図表 6 0-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数（否認事件）	(67)
図表 6 1-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（自白事件）	(68)
図表 6 1-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間（否認事件）	(68)
(6) 区分審理	69
図表 6 2 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳	(69)
図表 6 3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）	(69)
図表 6 4 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）	(70)
(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令	71
図表 6 5 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）	(71)
4 評議	72
図表 6 6 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	(72)
図表 6 7 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）	(73)
図表 6 8 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）	(74)
5 裁判の結果	75
図表 6 9 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員	(75)
図表 7 0-1 庁別・終局区分別の終局人員	(76)
図表 7 0-2 罪名別・終局区分別の終局人員	(77)
図表 7 1 罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員	(78)
6 控訴	79
図表 7 2 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）	(79)
図表 7 3 第一審結果別の控訴審結果の分布	(80)
図表 7 4 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員	

の分布	(81)
(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(82)
7 上告	83
図表 7 5 控訴審結果別の上告理由の分布 (上告審終局分)	(83)
図表 7 6 控訴審結果別の上告審結果の分布	(84)
(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移	(85)

第4 その他

図表 7 7 弁護人の私選国選別の判決人員 (罪名別)	(87)
図表 7 8 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(88)
図表 7 9 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	(89)
図表 8 0 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員	(90)
図表 8 1 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数	(90)
図表 8 2 裁判員法違反事件の処理状況	(91)

第1 実施状況の概要

1 概況

令和5年の裁判員裁判対象事件の概況は、図表1のとおりである。各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表1 裁判員裁判対象事件の概況データ

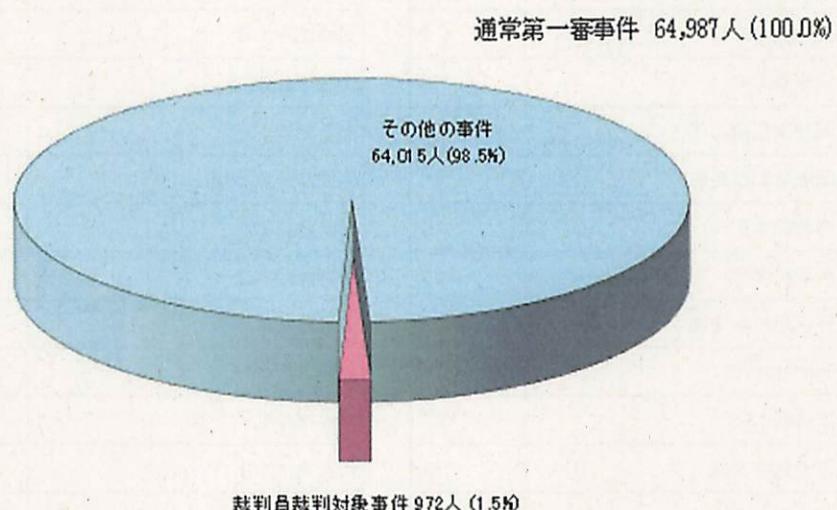
第1 実施状況の 概要	新受人員(延べ人員)	972(人)	(注) 図表2~4参照
	新受人員(実人員)	942(人)	(注) 図表7~2の次の(参考)参照
	終局人員(実人員)	828(人)	(注) 図表5、6、70、71参照
	平均職務従事日数	8.0(日)	(注) 図表8参照
第2 裁判員等の 選任に関する実施状況 について	裁判員候補者名簿登録人数	213,700(人)	(注) 図表11、12、19参照
	選定された裁判員候補者の数	92,207(人)	(注) 図表13~16等参照
	平均実審理予定日数	7.5(日)	(注) 図表13(参考)参照
	選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	21,637(人)	(注) 図表16~18等参照
	選任手続期日への裁判員候補者の出席率	68.6(%)	(注) 図表16、24参照
	辞退が認められた裁判員候補者の数	61,706(人)	(注) 図表25、28参照
	辞退が認められた裁判員候補者の割合	66.9(%)	(注) 図表26~28参照
	選任された裁判員の数	4,714(人)	(注) 図表19参照
	選任された補充裁判員の数	1,610(人)	"
第3 裁判員の参 加する公判 手続の実施 状況につい て	平均審理期間	13.2(月)	(注) 図表35、36、39、41参照
	平均実審理期間	14.9(日)	(注) 図表42参照
	平均開廷回数	5.3(回)	(注) 図表43~45、63参照
	平均取調べ証拠数	22.2(個)	(注) 図表46参照
	平均取調べ証人数	2.9(人)	(注) 図表47、48参照
	平均証人尋問時間	238.2(分)	(注) 図表49、55参照
	平均被告人質問時間	198.0(分)	(注) 図表51、55参照
	被害者参加の申出があった判決人員	176(人)	(注) 図表65参照
第4 その他	平均評議時間	857.1(分)	(注) 図表66~68参照
	通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員	98(人)	(注) 図表78、79参照

2 新受人員及びその内訳（序別・罪名別）

令和5年1月1日から12月31日までの裁判員裁判対象事件の新受人員（「延べ人員」である。）は972人であり、同年における地裁刑事通常第一審事件全体の新受人員（6万4987人）の1.5%を占めている（以上、図表2）。

同年における裁判員裁判対象事件の新受人員を序別及び罪名別にみると、図表3及び図表4のとおりである。

図表2 地裁刑事通常第一審事件及び裁判員裁判対象事件の新受人員



- (注) 1 延べ人員である。
 2 通常第一審事件には再審事件を含む。
 3 裁判員裁判対象事件には、裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された裁判員裁判対象事件は含まれない。

図表3 庁別の新受人員

総数	972
東京地裁本庁	127
東京地裁立川支部	30
横浜地裁本庁	58
横浜地裁小田原支部	6
さいたま地裁本庁	44
千葉地裁本庁	111
水戸地裁本庁	33
宇都宮地裁本庁	35
前橋地裁本庁	9
静岡地裁本庁	2
静岡地裁沼津支部	11
静岡地裁浜松支部	11
甲府地裁本庁	3
長野地裁本庁	10
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	10
大阪地裁本庁	95
大阪地裁堺支部	18
京都地裁本庁	9
神戸地裁本庁	18
神戸地裁姫路支部	7
奈良地裁本庁	11
大津地裁本庁	8
和歌山地裁本庁	7
名古屋地裁本庁	27
名古屋地裁岡崎支部	10
津地裁本庁	9
岐阜地裁本庁	7
福井地裁本庁	-
金沢地裁本庁	2
富山地裁本庁	3

広島地裁本庁	21
山口地裁本庁	3
岡山地裁本庁	18
鳥取地裁本庁	1
松江地裁本庁	5
福岡地裁本庁	35
福岡地裁小倉支部	12
佐賀地裁本庁	2
長崎地裁本庁	5
大分地裁本庁	7
熊本地裁本庁	13
鹿児島地裁本庁	12
宮崎地裁本庁	8
那覇地裁本庁	11
仙台地裁本庁	16
福島地裁本庁	5
福島地裁郡山支部	2
山形地裁本庁	3
盛岡地裁本庁	10
秋田地裁本庁	1
青森地裁本庁	5
札幌地裁本庁	14
函館地裁本庁	-
旭川地裁本庁	5
釧路地裁本庁	7
高松地裁本庁	2
徳島地裁本庁	3
高知地裁本庁	8
松山地裁本庁	5

(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

図表4 罪名別の新受人員

総数	972
強盗致傷	259
殺人	202
覚醒剤取締法違反	123
現住建造物等放火	100
不同意わいせつ致死傷	88
傷害致死	73
不同意性交等致死傷	49
強盗致死(強盗殺人)	25
強盗・不同意性交等	15
危険運転致死	8
偽造通貨行使	7
保護責任者遺棄致死	3
身の代金拐取	3
集団(準)強姦致死傷	2
逮捕監禁致死	2
拐取者身の代金取得等	2
銃刀法違反	2
通貨偽造	1
爆発物取締罰則違反	1
麻薬特例法違反	1
その他	6

(注) 1 延べ人員である。

2 受理後の罰則の変更により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。

3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。

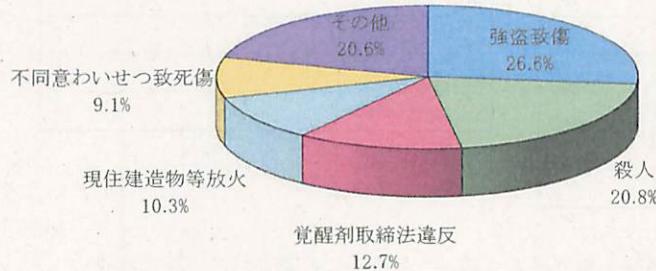
4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

5 「不同意わいせつ致死傷」は、監護者わいせつ致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制わいせつ致死傷を含む。

6 「不同意性交等致死傷」は、監護者性交等致死傷、平成29年法律第72号による改正前の(準)強姦致死傷及び令和5年法律第66号による改正前の(準)強制性交等致死傷を含む。

7 「強盗・不同意性交等」は、平成29年法律第72号による改正前の強盗強姦及び令和5年法律第66号による改正前の強盗・強制性交等を含む。

8 「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法2条に規定する罪である。



3 終局人員及びその内訳（府別・罪名別）

令和5年における裁判員裁判対象事件の終局人員（「実人員」である。）は828人であり、府別、罪名別にみると、図表5及び図表6のとおりである（うち、有罪人員（一部無罪を含む。）は795人であり、判決人員に対する有罪率は98.5%である。）。

なお、令和5年における地裁刑事通常第一審事件全体の終局人員は、4万3882人である。

図表5 府別の終局人員

総数	828
東京地裁本庁	92
東京地裁立川支部	21
横浜地裁本庁	36
横浜地裁小田原支部	5
さいたま地裁本庁	39
千葉地裁本庁	87
水戸地裁本庁	28
宇都宮地裁本庁	16
前橋地裁本庁	9
静岡地裁本庁	4
静岡地裁沼津支部	9
静岡地裁浜松支部	3
甲府地裁本庁	2
長野地裁本庁	7
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	9
大阪地裁本庁	71
大阪地裁堺支部	11
京都地裁本庁	17
神戸地裁本庁	22
神戸地裁姫路支部	10
奈良地裁本庁	8
大津地裁本庁	11
和歌山地裁本庁	5
名古屋地裁本庁	31
名古屋地裁岡崎支部	12
津地裁本庁	17
岐阜地裁本庁	6
福井地裁本庁	4
金沢地裁本庁	4
富山地裁本庁	6

広島地裁本庁	22
山口地裁本庁	9
岡山地裁本庁	19
鳥取地裁本庁	1
松江地裁本庁	7
福岡地裁本庁	31
福岡地裁小倉支部	8
佐賀地裁本庁	2
長崎地裁本庁	4
大分地裁本庁	4
熊本地裁本庁	9
鹿児島地裁本庁	7
宮崎地裁本庁	5
那覇地裁本庁	6
仙台地裁本庁	22
福島地裁本庁	5
福島地裁郡山支部	7
山形地裁本庁	3
盛岡地裁本庁	6
秋田地裁本庁	1
青森地裁本庁	3
札幌地裁本庁	11
函館地裁本庁	2
旭川地裁本庁	3
釧路地裁本庁	8
高松地裁本庁	3
徳島地裁本庁	5
高知地裁本庁	1
松山地裁本庁	10

（注）1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

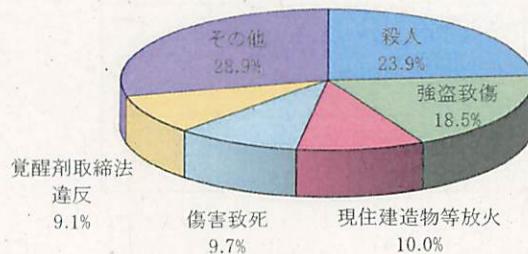
図表6 罪名別の終局人員

総数	828
殺人	198
強盗致傷	153
現住建造物等放火	83
傷害致死	80
覚醒剤取締法違反	75
(準)強制わいせつ致死傷	68
(準)強制性交等致死傷	44
麻薬特例法違反	29
危険運転致死	22
強盗致死(強盗殺人)	16
強盗・強制性交等	14
拐取者身の代金取得等	11
偽造通貨行使	7
保護責任者遺棄致死	6
銃刀法違反	5
逮捕監禁致死傷	4
傷害	3
(準)強制性交等	2
強盗	2
通貨偽造	1
自殺関与及び同意殺人	1
逮捕監禁	1
身の代金拐取	1
窃盗	1
大麻取締法違反	1

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。



4 未済人員及びその内訳（序別・係属期間別）

令和5年末現在における裁判員裁判対象事件の未済人員（併合された事件を含む「延べ人員」である。）は1,369人であり、序別、係属期間別にみると、図表7のとおりである。なお、同年末現在における地裁刑事通常第一審事件全体の未済人員は、2万5116人である。

図表7-1 庁別の未済人員

総数	1,369
東京地裁本庁	221
東京地裁立川支部	41
横浜地裁本庁	82
横浜地裁小田原支部	6
さいたま地裁本庁	45
千葉地裁本庁	109
水戸地裁本庁	29
宇都宮地裁本庁	55
前橋地裁本庁	16
静岡地裁本庁	3
静岡地裁沼津支部	10
静岡地裁浜松支部	19
甲府地裁本庁	5
長野地裁本庁	7
長野地裁松本支部	2
新潟地裁本庁	16
大阪地裁本庁	158
大阪地裁堺支部	18
京都地裁本庁	20
神戸地裁本庁	22
神戸地裁姫路支部	14
奈良地裁本庁	12
大津地裁本庁	6
和歌山地裁本庁	8
名古屋地裁本庁	54
名古屋地裁岡崎支部	11
津地裁本庁	19
岐阜地裁本庁	8
福井地裁本庁	4
金沢地裁本庁	2
富山地裁本庁	10
広島地裁本庁	16
山口地裁本庁	4
岡山地裁本庁	38
鳥取地裁本庁	17
松江地裁本庁	5
福岡地裁本庁	48
福岡地裁小倉支部	20
佐賀地裁本庁	1
長崎地裁本庁	3
大分地裁本庁	7
熊本地裁本庁	27
鹿児島地裁本庁	12
宮崎地裁本庁	16
那覇地裁本庁	11
仙台地裁本庁	26
福島地裁本庁	2
福島地裁郡山支部	3
山形地裁本庁	3
盛岡地裁本庁	13
秋田地裁本庁	3
青森地裁本庁	12
札幌地裁本庁	9
函館地裁本庁	-
旭川地裁本庁	4
釧路地裁本庁	6
高松地裁本庁	3
徳島地裁本庁	5
高知地裁本庁	7
松山地裁本庁	16

(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

図表7-2 係属期間別の未済人員

総数	1月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
1,369	140	224	290	379	251	85

(注) 1 延べ人員である。

2 裁判員裁判対象事件と裁判員裁判対象事件以外の事件が併合審理されている場合は、併合されている裁判員裁判対象事件以外の事件の未済人員を含む。

3 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

(参考) 庁別の新受、終局及び未済の各人員

	新受	終局	未済
総数	942	828	964
東京地裁本庁	112	92	134
東京地裁立川支部	26	21	27
横浜地裁本庁	56	36	65
横浜地裁小田原支部	6	5	6
さいたま地裁本庁	41	39	48
千葉地裁本庁	110	87	90
水戸地裁本庁	33	28	29
宇都宮地裁本庁	33	16	36
前橋地裁本庁	9	9	16
静岡地裁本庁	2	4	3
静岡地裁沼津支部	11	9	10
静岡地裁浜松支部	12	3	11
甲府地裁本庁	3	2	5
長野地裁本庁	8	7	6
長野地裁松本支部	3	2	2
新潟地裁本庁	10	9	14
大阪地裁本庁	89	71	89
大阪地裁堺支部	17	11	15
京都地裁本庁	11	17	16
神戸地裁本庁	17	22	18
神戸地裁姫路支部	7	10	7
奈良地裁本庁	10	8	8
大津地裁本庁	8	11	6
和歌山地裁本庁	7	5	8
名古屋地裁本庁	31	31	36
名古屋地裁岡崎支部	10	12	9
津地裁本庁	9	17	11
岐阜地裁本庁	7	6	8
福井地裁本庁	-	4	3
金沢地裁本庁	2	4	2
富山地裁本庁	3	6	6

	新受	終局	未済
広島地裁本庁	21	22	16
山口地裁本庁	3	9	3
岡山地裁本庁	18	19	19
鳥取地裁本庁	2	1	3
松江地裁本庁	5	7	4
福岡地裁本庁	34	31	29
福岡地裁小倉支部	11	8	10
佐賀地裁本庁	2	2	1
長崎地裁本庁	5	4	3
大分地裁本庁	6	4	7
熊本地裁本庁	16	9	13
鹿児島地裁本庁	10	7	10
宮崎地裁本庁	8	5	12
那覇地裁本庁	12	6	11
仙台地裁本庁	14	22	14
福島地裁本庁	5	5	2
福島地裁郡山支部	2	7	2
山形地裁本庁	3	3	3
盛岡地裁本庁	7	6	8
秋田地裁本庁	1	1	2
青森地裁本庁	5	3	5
札幌地裁本庁	14	11	9
函館地裁本庁	-	2	-
旭川地裁本庁	4	3	4
釧路地裁本庁	7	8	6
高松地裁本庁	3	3	3
徳島地裁本庁	3	5	4
高知地裁本庁	8	1	7
松山地裁本庁	10	10	10

- (注) 1 実人員であり、令和5年12月末現在の数値である。
 2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。
 3 訴因変更により裁判員裁判対象事件となった事件は、訴因変更決定日ではなく、
 　起訴日をもって計上した。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 5 前年の未済人員があるため、新受-終局=未済とはならない。
 6 概数である。

5 裁判員等の負担

裁判員等が、選任手続や公判、評議等のために裁判所に出席した日数（職務従事日数）の分布を自白・否認別にみると、図表8のとおりである。また、裁判員等の負担や公判審理状況を示すため、選任手続以降の通算の職務従事時間を自白・否認別及び罪名別にみると、図表9及び図表10のとおりである。

図表8 職務従事日数別の終局件数の分布（自白否認別）

終局 件数	職務従事日数									平均職務 従事日数 (日)	
	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上		
総数	756	(0.3) 2	(2.6) 20	(13.5) 102	(20.0) 151	(17.7) 134	(15.9) 120	(7.8) 59	(6.3) 48	(15.9) 120	8.0
自白	345	(0.6) 2	(5.5) 19	(27.2) 94	(34.2) 118	(16.8) 58	(8.4) 29	(3.2) 11	(2.0) 7	(2.0) 7	6.2
否認	411	-	(0.2) 1	(1.9) 8	(8.0) 33	(18.5) 76	(22.1) 91	(11.7) 48	(10.0) 41	(27.5) 113	9.5

(注) 1 件数建てであり、概数である。
2 () は終局件数に対する割合(%)である。

図表9 職務従事時間別の判決人員の分布（自白否認別）

判決 人員	職務従事時間								平均職務 従事時間 (時)	
	12時間 以内	15時間 以内	18時間 以内	21時間 以内	24時間 以内	27時間 以内	30時間 以内	30時間 を超える		
総数	807	32	61	108	101	102	82	68	253	27.8
自白	368	29	54	93	65	48	27	17	35	20.0
否認	439	3	7	15	36	54	55	51	218	34.2

(注) 実人員である。

図表10 職務従事時間別の判決人員の分布（罪名別）

判決人員	職務従事時間								平均職務従事時間(時)	
	12時間以内	15時間以内	18時間以内	21時間以内	24時間以内	27時間以内	30時間以内	30時間を超える		
総数	807	32	61	108	101	102	82	68	253	27.8
殺人	196	4	12	18	24	21	19	19	79	29.5
強盗致傷	141	2	15	20	18	26	14	10	36	26.3
現住建造物等放火	80	9	7	16	12	9	8	5	14	22.3
傷害致死	80	2	5	6	12	5	8	8	34	31.7
覚醒剤取締法違反	74	3	3	10	8	10	14	10	16	26.4
(準)強制わいせつ致死傷	67	9	13	17	7	9	8	3	1	18.0
(準)強制性交等致死傷	44	-	2	8	5	6	5	4	14	25.9
麻薬特例法違反	28	-	1	3	7	4	2	2	9	32.0
危険運転致死	22	-	-	4	5	3	-	4	6	30.4
強盗致死(強盗殺人)	15	-	-	2	1	2	1	-	9	43.0
強盗・強制性交等	14	-	1	2	2	4	-	-	5	28.2
拐取者身の代金取得等	11	-	-	-	-	-	-	-	11	47.7
偽造通貨行使	7	2	-	-	-	1	-	-	4	31.7
保護責任者遺棄致死	6	-	-	-	-	-	-	3	3	33.0
銃刀法違反	5	-	1	1	-	-	-	-	3	45.0
逮捕監禁致死傷	4	-	-	-	-	1	2	-	1	32.9
傷害	3	-	1	-	-	-	-	-	2	26.6
(準)強制性交等	2	-	-	-	-	-	-	-	2	36.8
強盗	2	-	-	1	-	1	-	-	-	20.2
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	-	10.7
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	-	-	1	38.1
逮捕監禁	1	-	-	-	-	-	-	-	1	44.0
身の代金拐取	1	-	-	-	-	-	-	-	1	37.1
窃盗	1	-	-	-	-	-	1	-	-	25.8
大麻取締法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	1	32.8

(注) 実人員である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

1 本項の概要

(1) 裁判員が選ばれるまでの手続の流れ

ア 名簿記載通知・調査票送付段階

各地方裁判所は、毎年秋頃、市町村の選挙管理委員会が選挙人名簿登録者の中からくじで選んで作成した名簿に基づいて、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成する（法23条1項）。この名簿に記載された裁判員候補者には、毎年11月頃にその旨を通知する「裁判員候補者名簿への記載のお知らせ」と題する書面（名簿記載通知）が送付される（法25条）。

このとき、あわせて調査票を送付し、1年間を通じた辞退希望¹の有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月（参加困難月²）の有無、裁判員になることができない職業についているかどうか（就職禁止事由³）などを尋ねる（規15条）。

令和4年に作成された裁判員候補者名簿（令和5年用）の登録人数及び調査票の回答状況は、図表11及び図表12のとおりである。

イ 「裁判員等選任手続期日のお知らせ」・質問票送付段階

翌年、各地方裁判所は、裁判員候補者名簿の中から、各裁判員裁判対象事件について受訴裁判所が定めた員数の裁判員候補者をくじで選ぶ（選定）。これを受け、受訴裁判所は、調査票の回答により辞退等が認められる裁判員候補者を除外した上で（呼び出さない措置）、残った裁判員候補者に対して裁判員を選ぶ手続を行う日（選任手続期日）に裁判所に来ていただくための「裁判員等選任手続期日のお知らせ」と題する書面を送付する（法26条、27条）。

このとき、あわせて、質問票を送付し、裁判員になることができない事由（欠格事由⁴、就職禁止事由等）の有無や、具体的な裁判の日程を前提とした辞退申立ての有

*1 調査票により1年間を通じて辞退を希望することができる事由（定型的辞退事由）は、70歳以上である場合、学生又は生徒である場合、過去5年以内に裁判員・検察審査員等の職にあった場合、重い疾病又は傷害により年間を通じて裁判所に出頭することが困難な場合である（法16条1号、3号ないし5号、7号、8号イ）。

*2 調査票により参加困難月（上限2か月）を申し出ることのできる事情（辞退事由）は、仕事上の事情、重要な用事・予定、出産予定、重い疾病又は傷害、介護、育児等である（法16条8号イないしホ、辞退政令1号ないし3号、6号）。

*3 就職禁止事由に該当する職業としては、国会議員や国務大臣、法曹関係者、自治体の長、自衛官などが挙げられる（法15条）。

*4 欠格事由に該当する者としては、禁錮以上の刑に処せられた者、心身の故障のため裁判員の職務の遂行に

無及びその事情などを尋ねる（法30条）。質問票の記載から、裁判員になることができないことが明らかな裁判員候補者や辞退が認められた裁判員候補者については、その呼出しを取り消し（呼出取消し）、裁判所に来ていただく必要はない旨を通知する（法27条5項・6項）⁵。

質問票送付段階における裁判員候補者の選定、呼び出さない措置、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付、呼出取消し等に関する状況は、図表13ないし図表15のとおりである。

ウ 選任手続期日当日

選任手続期日に出席した裁判員候補者に対しては、裁判長から、裁判員になることができない事由⁶や辞退申立ての有無について質問する⁷（法34条1項）。そして、質問により辞退等が認められた裁判員候補者及び検察官・弁護人から裁判員になることができない事由がある旨の理由を付した不選任請求を経てこれらの事由があると判断された（理由を付した不選任）裁判員候補者を除外し、更に検察官・弁護人から一定の人数を上限とする理由を示さない不選任請求があった裁判員候補者を除外した上で（理由を示さない不選任⁸）、残った裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員⁹及び事件ごとに決められた数の補充裁判員（上限6人）が選任される（法34条4項・7項、36条、37条）。

選任手続期日当日における裁判員候補者の出席、辞退、不選任決定、裁判員及び補

著しい支障がある者などが挙げられる（法14条）。

*5 事件によっては、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」の送付に先立って質問票を送付し、辞退申立て等について尋ねる場合もある（分離発送方式）。この場合、質問票により辞退等が認められた裁判員候補者については、「裁判員等選任手続期日のお知らせ」を送付しない措置（呼び出さない措置）をとることになる。

*6 裁判員になることができない事由として、欠格事由や就職禁止事由のほか、不適格事由（被告人や被害者の関係者、その他当該事件について不公平な裁判をするおそれがある場合。法17条、18条）についても確認する。

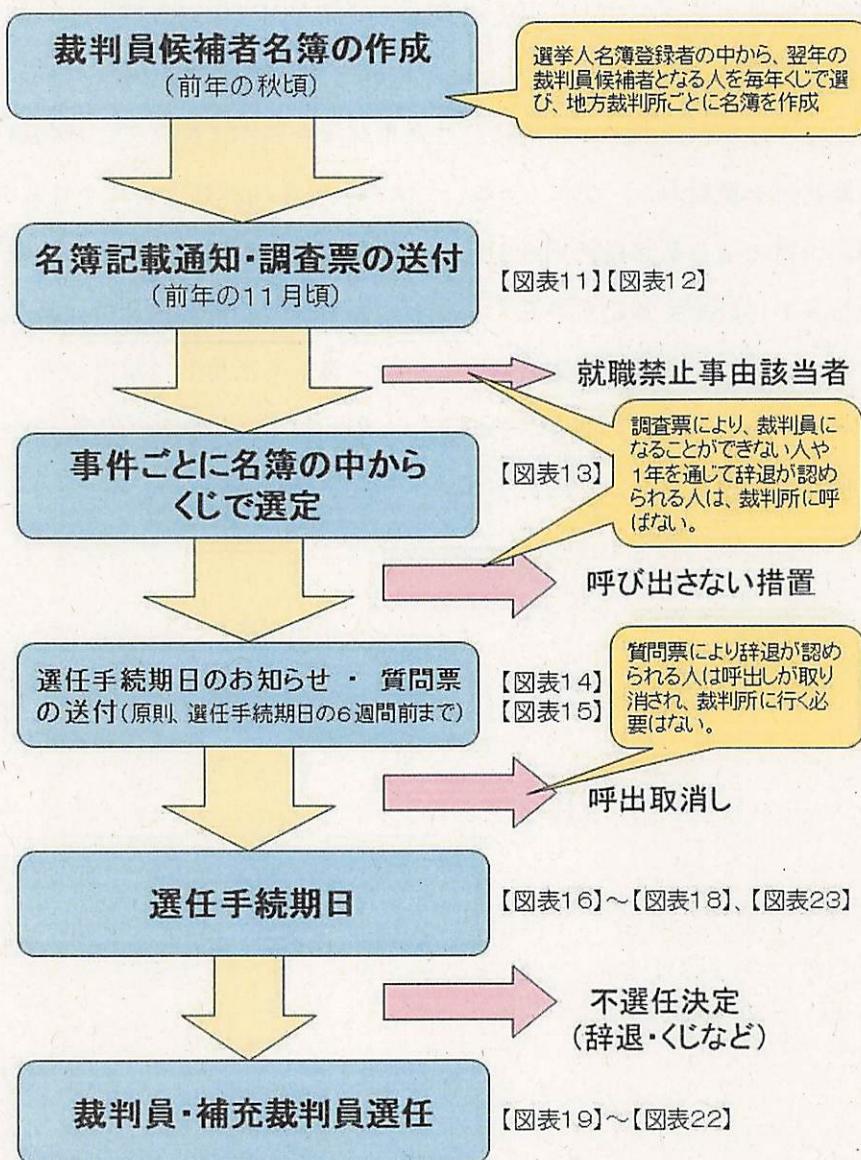
*7 平成27年12月12日に施行された「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律」により、①被害者特定事項の秘匿の決定があった事件では、裁判官等は、裁判員候補者に対し、正当な理由なく同事項を明らかにしてはならず、②同事項が明らかにされた場合、裁判長は、裁判員候補者に対し、同事項を公にしてはならない旨告知し、③その告知を受けた同候補者又は当該候補者であった者は、これを公にしてはならないこととされた（法33条の2）。

*8 検察官及び弁護人は、裁判員候補者について、それぞれ4人（補充裁判員を置くときは、その人数に応じて5人ないし7人）を限度として、理由を示さずに不選任請求をすることができる。この請求があったときは、裁判所は、当該裁判員候補者について不選任の決定をする（法36条）。

*9 ただし、公訴事実に争いがなく、事件の内容その他の事情を考慮して適當と認められる場合には、裁判所は、裁判官1人及び裁判員4人からなる合議体で裁判を行う旨の決定をすることができる（法2条3項）。この場合には、選任される裁判員は4人となる。

充裁判員の選任に関する状況は、図表16ないし図表21のとおりである。また、選定から選任手続期日への出席までの裁判員候補者数の推移は、図表24のとおりである。

エ なお、選任手続の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(2) 本項における集計の在り方

上記(1)のとおり、選任手続においては、調査票送付段階、質問票送付段階及び選任手続期日当日の3段階においてそれぞれ裁判員候補者に辞退希望を確認することとされている。これは、手続のなるべく早い段階で辞退希望を確認し、辞退が認められる裁判員候補者を除外することにより、その負担を軽減しようという観点から制度設計を行ったことによる。

そこで、以下、上記の3段階に分けた集計等を基本に据えて、裁判員等の選任に関する実施状況を概観した。なお、一般に、裁判への参加が見込まれる日数が長くなるほど、参加が困難となる裁判員候補者の割合（辞退割合）が増加し、その分裁判員候補者の選定数を多めに設定する必要が高くなるといえるので、質問票送付段階及び選任手続期日当日については、実審理予定日数とのクロス集計も活用して集計した。

併せて、中でも一般に关心が特に高いと思われる辞退判断の状況については、より詳細な情報を図表25ないし図表28で示した。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

2 名簿記載通知・調査票送付段階（裁判員候補者名簿の登録人数及び地方裁判所における調査の結果（調査票の回答状況等））

令和5年用の裁判員候補者名簿に登録された人員は、合計21万3700人（選挙人名簿登録者全体の約0.20%であり、選挙人名簿登録者約492人に1人の割合）である。

調査票の回答が返送された人員は、7万0282人であり^{*10}、このうち調査票で就職禁止事由に該当すると回答し、又は、裁判員法に定める辞退事由のうち定型的辞退事由（年間を通じて定型的に辞退が認められることが明らかな事由）により辞退を申し出た人員を序別にみると、図表1-1のとおりである。また、月の大半にわたって裁判員になることが特に困難な特定の月があると申出のあった月別の延べ人員は、図表1-2のとおりである。

なお、同名簿に登録された人員中、裁判員法14条各号の欠格事由に該当し、又は、死亡により同名簿から消除された人員は、1,746人である。

*10 調査票は、該当する事由がある場合のみ返送をお願いしており、必ず返送しなければならないものではない。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表11 裁判員候補者名簿登録人数、調査票回答者数、就職禁止事由申出者数、定型的辞退事由申出者数（序別）

序名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計	序名	裁判員候補者名簿登録人数	調査票回答者数	就職禁止事由申出者数	定型的辞退事由申出者数合計
全国計	213,700	70,282	1,160	52,348	広島地裁判本庁	3,800	1,318	18	1,045
裁判員候補者名簿登録人数に占める割合（%）	100.0	32.9	0.5	24.5	山口地裁判本庁	2,000	733	8	585
東京地裁判本庁	19,200	5,589	125	3,563	岡山地裁判本庁	2,800	899	12	692
東京地裁立川支部	4,000	1,321	32	944	鳥取地裁判本庁	800	262	9	195
横浜地裁判本庁	10,200	3,329	60	2,346	松江地裁判本庁	900	307	5	247
横浜地裁小田原支部	1,600	537	8	410	福岡地裁判本庁	9,100	2,886	49	2,154
さいたま地裁判本庁	8,600	2,827	51	2,099	福岡地裁小倉支部	2,600	878	15	717
千葉地裁判本庁	21,800	7,246	116	5,373	佐賀地裁判本庁	800	244	4	189
水戸地裁判本庁	6,500	2,104	26	1,624	長崎地裁判本庁	1,400	486	16	371
宇都宮地裁判本庁	2,800	890	13	693	大分地裁判本庁	1,200	465	7	361
前橋地裁判本庁	3,300	1,109	9	865	熊本地裁判本庁	1,700	528	8	408
静岡地裁判本庁	1,300	466	9	335	鹿児島地裁判本庁	2,900	1,018	15	810
静岡地裁沼津支部	1,800	611	10	481	宮崎地裁判本庁	1,000	305	4	247
静岡地裁浜松支部	1,700	595	7	426	那覇地裁判本庁	4,000	925	29	656
甲府地裁判本庁	2,300	753	10	598	仙台地裁判本庁	3,000	938	25	687
長野地裁判本庁	1,300	477	6	374	福島地裁判本庁	1,000	359	10	273
長野地裁松本支部	1,400	523	3	396	福島地裁郡山支部	1,400	437	2	335
新潟地裁判本庁	2,300	850	7	653	山形地裁判本庁	1,200	396	7	321
大阪地裁判本庁	17,500	5,534	65	4,127	盛岡地裁判本庁	1,000	340	5	246
大阪地裁堺支部	4,200	1,387	22	1,062	秋田地裁判本庁	1,600	551	10	407
京都地裁判本庁	6,600	2,375	41	1,827	青森地裁判本庁	1,700	578	18	430
神戸地裁判本庁	5,100	1,791	31	1,305	札幌地裁判本庁	4,100	1,331	30	997
神戸地裁姫路支部	2,300	696	15	477	函館地裁判本庁	1,200	420	7	318
奈良地裁判本庁	1,800	658	12	488	旭川地裁判本庁	1,400	478	8	370
大津地裁判本庁	3,200	1,059	17	810	釧路地裁判本庁	1,200	361	10	259
和歌山地裁判本庁	1,700	616	5	495	高松地裁判本庁	1,300	461	10	361
名古屋地裁判本庁	8,100	2,808	33	2,055	徳島地裁判本庁	2,200	717	9	558
名古屋地裁岡崎支部	1,400	479	2	342	高知地裁判本庁	1,200	372	4	312
津地裁判本庁	3,900	1,417	26	1,112	松山地裁判本庁	1,100	355	6	278
岐阜地裁判本庁	4,100	1,496	18	1,164					
福井地裁判本庁	900	292	4	234					
金沢地裁判本庁	1,300	452	13	346					
富山地裁判本庁	1,900	647	4	495					

(注) 1 実人員であり、概数である。

2 「就職禁止事由申出者数」とは、調査票において、就職禁止事由に該当すると回答した者の数をいう。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

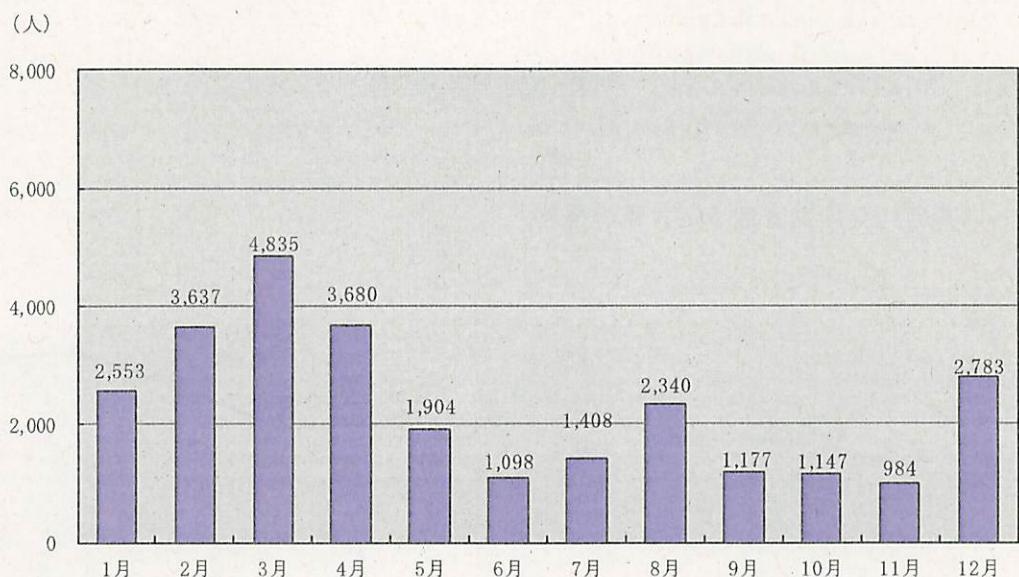
図表12 月別の参加困難月申出者数

裁判員候補者 名簿登録人数	調査票 回答者数	参加困難月 申出者合計	うち1月 参加 困難者	うち2月 参加 困難者	うち3月 参加 困難者	うち4月 参加 困難者	うち5月 参加 困難者	うち6月 参加 困難者
(100.0)	(32.9)	(12.9)	(1.2)	(1.7)	(2.3)	(1.7)	(0.9)	(0.5)
213,700	70,282	27,546	2,553	3,637	4,835	3,680	1,904	1,098
			うち7月 参加 困難者	うち8月 参加 困難者	うち9月 参加 困難者	うち10月 参加 困難者	うち11月 参加 困難者	うち12月 参加 困難者
			(0.7)	(1.1)	(0.6)	(0.5)	(0.5)	(1.3)
			1,408	2,340	1,177	1,147	984	2,783

(注) 1 概数である。

2 「裁判員候補者名簿登録人数」及び「調査票回答者数」は実人員であり、その余は延べ人員である。

3 () は裁判員候補者名簿登録人数全体に占める割合 (%) である。



3 「裁判員等選任手続きのお知らせ」・質問票送付段階

(1) 裁判員候補者の選定

各裁判員裁判対象事件において選定された裁判員候補者の総数は9万2207人であり、これを自白・否認別、実審理予定日数別にみると、図表13のとおりである。

また、平成26年から令和5年までの平均実審理予定日数のデータを参考添付した。

図表13 実審理予定日数別の選定された裁判員候補者数（自白否認別）

判決 人員	選定された 裁判員 候補者数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日 以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日 以上
総数	807 92,207	[114.3] 1,920	[91.4] 8,620	[94.7] 14,231	[96.8] 12,825	[100.2] 13,938	[106.4] 7,156	[110.1] 8,650	[137.3] 5,300	[129.3] 19,567	[163.1]
自白	368 37,676	[102.4] 1,840	[92.0] 7,870	[94.8] 11,546	[97.0] 6,310	[103.4] 4,925	[104.8] 1,355	[112.9] 1,795	[149.6] 375	[125.0] 1,660	[150.9]
否認	439 54,531	[124.2] - 80	[80.0] 750	[93.8] 2,685	[95.9] 6,515	[97.2] 9,013	[107.3] 5,801	[109.5] 6,855	[134.4] 4,925	[129.6] 17,907	[164.3]

(注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 []は選定された裁判員候補者数の平均である。

3 選定された裁判員候補者数の平均は、 $\frac{\text{選定された裁判員候補者数(延べ人員)}}{\text{判決人員(実人員)}}$ により算出した。

4 選任手続き日が取り消されたものを除く。

(参考) 平均実審理予定日数の推移



(2) 辞退許可の状況

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者のうち、調査票の回答等により辞退や欠格事由等を認めて選任手続期日前に呼び出さない措置がされた人員、呼出状を送付した人員及び呼出状送付後に事前質問票の回答等により辞退を認めて呼出取消しがされた人員等を実審理予定日数別、序別にみると、図表14及び図表15のとおりである。

図表14 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数（実審理予定日数別）

		選定された裁判員候補者数	裁呼び出された裁判員候補者の数	裁呼び出しがされた裁判員候補者の数	候補者状数を送付した裁判員	が辞退された裁判員候補者数	認め任された裁判員候補者数
総 数		92,207 27,154	(29.4) 26,490	(28.7) 65,053	(70.6)	(35.1) 32,367	(63.8) 58,857
実審理予定日数	2日以内	-	-	-	-	-	-
	3日	1,920	(28.7) 551	(28.2) 541	(71.3) 1,369	(29.8) 572	(58.0) 1,113
	4日	8,620	(28.8) 2,483	(28.1) 2,424	(71.2) 6,137	(31.8) 2,741	(59.9) 5,165
	5日	14,231	(28.9) 4,115	(28.3) 4,021	(71.1) 10,116	(32.9) 4,677	(61.1) 8,698
	6日	12,825	(29.7) 3,806	(28.9) 3,712	(70.3) 9,019	(33.1) 4,242	(62.0) 7,954
	7日	13,938	(29.7) 4,135	(29.0) 4,044	(70.3) 9,803	(34.1) 4,759	(63.2) 8,803
	8日	7,156	(30.1) 2,152	(29.5) 2,109	(69.9) 5,004	(35.4) 2,531	(64.8) 4,640
	9日	8,650	(30.1) 2,606	(29.3) 2,533	(69.9) 6,044	(37.5) 3,248	(66.8) 5,781
	10日	5,300	(30.1) 1,597	(29.3) 1,552	(69.9) 3,703	(36.9) 1,956	(66.2) 3,508
	11日以上	19,567	(29.2) 5,709	(28.4) 5,554	(70.8) 13,858	(39.1) 7,641	(67.4) 13,195

(注) 1 延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者に対する割合(%)である。

3 選任手続期日が取り消されたものを除く。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表15 選定された裁判員候補者数及びうち選任手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(府別)

選定された裁判員候補者数(1)	者呼び出されない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申出された裁判員候補者数(3)	呼出し状2を送付した裁判員候補者数(4)	裁判員手続期日前に辞退申出によつて呼出し取消しがされた裁判員候補者数(5)	裁判員手続期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(6)							
						選定された裁判員候補者数(1)	者呼び出されない措置がされた裁判員候補者数(2)	うち辞退申出された裁判員候補者数(3)	呼出し状2を送付した裁判員候補者数(4)	裁判員手續期日前に辞退申出によつて呼出し取消しがされた裁判員候補者数(5)	裁判員手續期日前に辞退が認められた裁判員候補者数(6)	
総 数	92,207	27,154	26,490	65,053	32,367	58,857						
東京地裁判本庁	8,795	2,282	2,167	6,513	2,950	5,117						
東京地裁立川支部	2,075	607	590	1,468	693	1,283						
横浜地裁判本庁	3,450	944	925	2,506	1,271	2,196						
横浜地裁小田原支部	488	139	137	319	191	328						
さいたま地裁判本庁	4,140	1,270	1,233	2,870	1,399	2,632						
千葉地裁判本庁	8,375	2,418	2,346	5,957	2,647	4,993						
水戸地裁判本庁	3,225	1,097	1,071	2,128	1,047	2,118						
宇都宮地裁判本庁	1,860	549	538	1,311	696	1,234						
前橋地裁判本庁	1,150	310	306	840	450	756						
静岡地裁判本庁	350	98	97	252	125	222						
静岡地裁沼津支部	865	311	306	551	250	556						
静岡地裁浜松支部	270	86	84	184	81	165						
甲府地裁判本庁	320	105	104	215	119	223						
長野地裁判本庁	613	188	187	425	232	119						
長野地裁松本支部	275	77	75	198	98	173						
新潟地裁判本庁	910	287	285	623	352	637						
大阪地裁判本庁	7,260	2,000	1,951	5,260	2,357	4,308						
大阪地裁堺支部	1,450	416	408	1,031	531	939						
京都地裁判本庁	2,195	714	696	1,481	752	1,448						
神戸地裁判本庁	2,335	779	775	1,556	761	1,536						
神戸地裁姫路支部	955	262	261	693	346	607						
奈良地裁判本庁	990	311	300	679	314	614						
大津地裁判本庁	1,175	323	315	852	473	788						
和歌山地裁判本庁	630	206	202	424	203	405						
名古屋地裁判本庁	3,960	1,315	1,301	2,615	1,278	2,579						
名古屋地裁岡崎支部	1,110	322	314	788	357	671						
津地裁判本庁	2,015	639	623	1,376	670	1,293						
岐阜地裁判本庁	770	222	219	518	302	521						
福井地裁判本庁	811	257	255	554	319	574						
金沢地裁判本庁	750	213	210	537	260	470						
富山地裁判本庁	1,075	371	371	704	405	776						

(注)1 延べ人員である。

2 選任手続期日が取り消されたものを除く。

4 選任手続期日当日

(1) 出席状況

選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した裁判員候補者の総数は2万1637人で、出席率は68.6%である。これを実審理予定日数別にみると、図表16のとおりである。

図表16 出席した裁判員候補者数及び出席率（実審理予定日数別）

	総数	実審理予定日数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
判決人員	807	-	21	91	147	128	131	65	63	41	120
選定された裁判員候補者の数 (A)	[114.3] 92,207	-	[91.4] 1,920	[91.7] 8,620	[96.8] 14,231	[100.2] 12,825	[106.4] 13,938	[110.1] 7,156	[137.3] 8,650	[129.3] 5,300	[163.1] 19,567
呼出状を送付した裁判員候補者の数 (B)	[80.6] 65,053	-	[65.2] 1,369	[67.4] 6,137	[68.8] 10,116	[70.5] 9,019	[74.8] 9,803	[77.0] 5,004	[95.9] 6,044	[90.3] 3,703	[115.5] 13,858
呼出取消しがされた裁判員候補者の数 (C)	[41.5] 33,525	-	[28.5] 599	[31.3] 2,849	[32.9] 4,832	[34.6] 4,428	[37.8] 4,946	[40.2] 2,611	[53.0] 3,340	[49.6] 2,032	[65.7] 7,888
うち、辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者の数	[40.1] 32,367	-	[27.2] 572	[30.1] 2,741	[31.8] 4,677	[33.1] 4,242	[36.3] 4,759	[38.9] 2,531	[51.6] 3,248	[47.7] 1,956	[63.7] 7,641
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数 (D)	[26.8] 21,637	-	[26.0] 547	[25.5] 2,321	[25.4] 3,729	[25.5] 3,258	[26.1] 3,422	[25.9] 1,686	[27.2] 1,715	[26.8] 1,100	[32.2] 3,859
出席率(%) (D/(B-C))	68.6	-	71.0	70.6	70.6	71.0	70.5	70.5	63.4	65.8	64.6
選定された裁判員候補者のうち、選任手続期日に出席した人の割合(%) (D/A)	23.5	-	28.5	26.9	26.2	25.1	24.6	23.6	19.8	20.8	19.7

(注) 1 判決人員は実人員である。

2 裁判員候補者数は延べ人員である。

3 「出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、呼出状が到達していない裁判員候補者も含まれる。

4 []は判決人員1人当たりの平均である。

(2) 辞退申立て、許否に関する状況

選任手続き日に辞退を申し立てた裁判員候補者の総数は2,945人で、同期日に出席した裁判員候補者2万1637人に占める割合は13.6%である。また、辞退が認められた総数は2,849人である。辞退が認められた事由の内訳を含めた延べ人員を実審理予定日数別にみると、図表17のとおりである。辞退許可事由別の割合を示した図表25添付のグラフを併せて参考されたい。

図表17 選任手続き日に辞退を申し立てた裁判員候補者数、辞退が認められた裁判員候補者数及びその内訳（実審理予定日数別）

	総数	実審理予定日数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
選任手続き日に出席した裁判員候補者の数	21,637	-	547	2,321	3,729	3,258	3,422	1,686	1,715	1,100	3,859
辞退を申し立てた裁判員候補者数	2,945	-	43	272	421	404	474	219	253	145	714
辞退が認められた裁判員候補者数	2,849	《96.7》 2,849	- 38	《88.4》 263	《96.7》 410	《97.4》 393	《97.3》 456	《96.2》 213	《97.3》 243	《96.0》 142	《97.9》 691
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(2.1) 61	-	-	(2.7) 7	(2.2) 9	(1.5) 6	(2.4) 11	(0.5) 1	(3.3) 8	(2.1) 3	(2.3) 16
疾病傷害(法16条8号イ)	(4.0) 113	-	(5.3) 2	(6.1) 16	(5.4) 22	(4.1) 16	(2.6) 12	(0.9) 2	(2.9) 7	(4.2) 6	(4.3) 30
介護養育(法16条8号ロ)	(7.2) 206	-	(10.5) 4	(7.2) 19	(8.8) 36	(9.7) 38	(6.1) 28	(6.1) 13	(6.6) 16	(7.0) 10	(6.1) 42
事業における重要な用務(法16条8号ハ)	(45.9) 1,309	-	(47.4) 18	(49.0) 129	(46.6) 191	(42.2) 166	(40.4) 184	(53.1) 113	(44.9) 109	(48.6) 69	(47.8) 330
社会生活上の重要な用務(法16条8号ニ)	(3.8) 107	-	(2.6) 1	(3.0) 8	(3.2) 13	(3.3) 13	(4.6) 21	(0.9) 2	(2.9) 7	(3.5) 5	(5.4) 37
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.5) 15	-	-	-	(0.2) 1	(0.5) 2	(0.9) 4	-	(0.4) 1	(1.4) 2	(0.7) 5
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.5) 43	-	(2.6) 1	(1.5) 4	(1.7) 7	(1.3) 5	(2.6) 12	-	(0.4) 1	(4.9) 7	(0.9) 6
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(2.1) 60	-	(2.6) 1	(1.9) 5	(1.5) 6	(3.6) 14	(3.1) 14	(2.3) 5	(1.2) 3	(3.5) 5	(1.0) 7
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 3	-	-	-	-	(0.3) 1	-	(0.5) 1	-	(0.7) 1	-
遠隔地(辞退政令5号)	(0.5) 13	-	-	(0.8) 2	(0.5) 2	(0.3) 1	(0.2) 1	(0.9) 2	(0.4) 1	-	(0.6) 4
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(32.3) 919	-	(28.9) 11	(27.8) 73	(30.0) 123	(33.3) 131	(37.1) 169	(34.7) 74	(37.0) 90	(23.9) 34	(31.0) 214

(注) 1 延べ人員である。

2 《 》は辞退を申し立てた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

3 ()は辞退が認められた裁判員候補者数に対する割合(%)である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(3) 不選任に関する状況

選任手続期日において、不選任決定がされた裁判員候補者の総数とその事由別内訳を実審理予定日数別にみると、図表18のとおりであり、次頁の円グラフは、選任・不選任（事由別）の割合をグラフ化したものである。

図表18 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳
(実審理予定日数別)

	総数	実 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
判決人員	807	-	21	91	147	128	131	65	63	41	120
選任手続期日に出席した裁判員候補者	[26.8] 21,637	-	[26.0] 547	[25.5] 2,321	[25.4] 3,729	[25.5] 3,258	[26.1] 3,422	[25.9] 1,686	[27.2] 1,715	[26.8] 1,100	[32.2] 3,859
不選任決定がされた裁判員候補者数	[18.7] 15,067	-	[18.0] 379	[17.5] 1,593	[17.4] 2,552	[17.4] 2,229	[18.1] 2,370	[17.9] 1,162	[19.1] 1,202	[18.7] 765	[23.5] 2,815
理由あり不選任(法34条4項)	[0.0] 10	-	[0.0] 1	-	[0.0] 1	[0.0] 1	[0.0] 1	-	[0.0] 1	[0.1] 4	[0.0] 1
辞退による不選任(法34条7項)	[3.5] 2,819	-	[1.8] 38	[2.9] 263	[2.8] 410	[3.1] 393	[3.5] 456	[3.3] 213	[3.9] 243	[3.5] 142	[5.8] 691
理由なし不選任(法36条) 注4	[3.5] 2,850	-	[2.8] 59	[2.4] 219	[3.3] 479	[3.4] 438	[3.7] 485	[3.2] 210	[4.2] 263	[3.4] 138	[4.7] 559
くじ等による不選任(法37条3項)	[11.6] 9,358	-	[13.4] 281	[12.2] 1,111	[11.3] 1,662	[10.9] 1,397	[10.9] 1,428	[11.4] 739	[11.0] 695	[11.7] 481	[13.0] 1,564
質問なし不選任(規35条2項、3項) 注5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

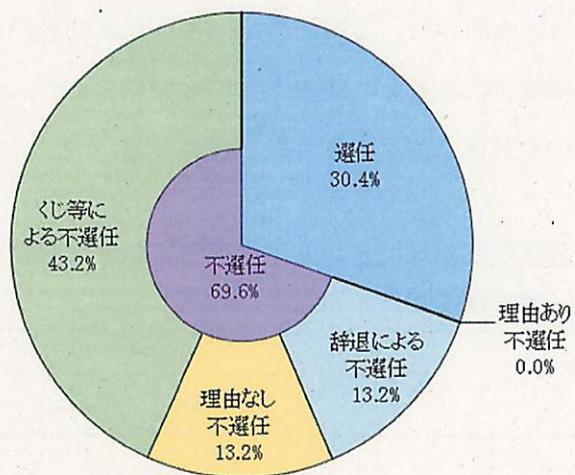
(注) 1 判決人員は実人員である。

2 裁判員候補者数は延べ人員である。

3 []は判決人員1人当たりの平均である。

4 理由なし不選任がされた裁判員候補者数は、主観的併合があった場合には、各々の被告人について、同一の選任手続期日にされた検察官及びすべての弁護人の請求に基づく不選任決定の合計数を計上している（この点は、理由あり不選任決定についても同様である。）。

5 「質問なし不選任」とは、(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で、その順序に従って質問手続を行い、必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る、いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により、質問を受けることなく、法37条3項の不選任決定がされたものという。



(注) 「選任」の割合は、選任された裁判員及び補充裁判員の延べ人員を出席者総数で除す方法により算出しているため、図表19の(4)及び(5)(実人員)からは算出できない。

(4) 選任の状況

府ごとの選挙人名簿登録から裁判員等に選任されるまでの各過程における人数と、裁判員候補者名簿に登録された人が裁判員等に選任される割合をみると、図表19のとおりである。

また、選任された裁判員等に対するアンケートをもとに、裁判員等の性別や職業等をみると、図表20のとおりである。

選任された補充裁判員の人数を実審理予定日数別にみると、図表21のとおりである。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表19 選任された裁判員及び補充裁判員の総数等（府別）

	判決 人員	選挙人名簿 登録者数 (1)	裁判員候補者 名簿登録人数 (2)	選定された裁判 員候補者の数 (3)	選任された 裁判員の数 (4)	選任された補 充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
総数	807	105,210,840	213,700	92,207	4,714	1,610	3.0
東京地裁本庁	91	7,920,423	19,200	8,795	514	176	3.6
東京地裁立川支部	20	3,558,565	4,000	2,075	110	38	3.7
横浜地裁本庁	35	6,710,318	10,200	3,450	213	73	2.8
横浜地裁小田原支部	5	996,833	1,600	488	31	10	2.6
さいたま地裁本庁	39	6,158,249	8,600	4,140	239	79	3.7
千葉地裁本庁	85	5,272,959	21,800	8,375	514	173	3.2
水戸地裁本庁	23	2,415,187	6,500	3,225	135	51	2.9
宇都宮地裁本庁	16	1,624,418	2,800	1,860	84	26	3.9
前橋地裁本庁	9	1,612,702	3,300	1,150	54	21	2.3
静岡地裁本庁	4	971,518	1,300	350	27	10	2.8
静岡地裁沼津支部	9	1,004,033	1,800	865	56	18	4.1
静岡地裁浜松支部	3	1,066,890	1,700	270	18	6	1.4
甲府地裁本庁	2	686,163	2,300	320	12	4	0.7
長野地裁本庁	7	859,884	1,300	613	36	12	3.7
長野地裁松本支部	2	864,888	1,400	275	12	5	1.2
新潟地裁本庁	8	1,868,432	2,300	910	51	16	2.9
大阪地裁本庁	70	5,328,891	17,500	7,260	440	145	3.3
大阪地裁堺支部	11	1,987,355	4,200	1,450	72	23	2.3
京都地裁本庁	17	2,096,973	6,600	2,195	102	36	2.1
神戸地裁本庁	20	3,243,399	5,100	2,335	99	38	2.7
神戸地裁姫路支部	10	1,324,318	2,300	955	61	20	3.5
奈良地裁本庁	8	1,131,750	1,800	990	40	13	2.9
大津地裁本庁	11	1,153,985	3,200	1,175	63	23	2.7
和歌山地裁本庁	5	797,981	1,700	630	31	11	2.5
名古屋地裁本庁	31	4,227,400	8,100	3,960	180	68	3.1
名古屋地裁岡崎支部	12	1,897,137	1,400	1,110	56	19	5.4
津地裁本庁	17	1,476,566	3,900	2,015	98	32	3.3
岐阜地裁本庁	6	1,650,236	4,100	770	31	10	1.0
福井地裁本庁	4	636,203	900	811	27	11	4.2
金沢地裁本庁	4	943,904	1,300	750	19	7	2.0
富山地裁本庁	6	877,172	1,900	1,075	39	14	2.8
広島地裁本庁	17	2,316,553	3,800	1,755	104	35	3.7
山口地裁本庁	9	1,135,582	2,000	1,060	54	19	3.7
岡山地裁本庁	18	1,565,008	2,800	2,240	105	36	5.0
鳥取地裁本庁	1	463,627	800	190	7	2	1.1
松江地裁本庁	7	557,558	900	970	43	14	6.3

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表19つづき)

	判決人員	選挙人名簿登録者数 (1)	裁判員候補者名簿登録人数 (2)	選定された裁判員候補者の数 (3)	選任された裁判員の数 (4)	選任された補充裁判員の数 (5)	選任率 (4)+(5) (2) (%)
福岡地裁本庁	31	3,178,533	9,100	3,130	187	61	2.7
福岡地裁小倉支部	8	1,052,742	2,600	990	44	14	2.2
佐賀地裁本庁	2	673,850	800	180	13	4	2.1
長崎地裁本庁	4	1,110,684	1,400	580	25	9	2.4
大分地裁本庁	4	952,800	1,200	455	25	8	2.8
熊本地裁本庁	9	1,452,645	1,700	1,110	43	14	3.4
鹿児島地裁本庁	7	1,335,869	2,900	830	42	14	1.9
宮崎地裁本庁	5	899,619	1,000	610	31	11	4.2
那覇地裁本庁	6	1,177,305	4,000	610	37	12	1.2
仙台地裁本庁	22	1,923,506	3,000	3,310	113	39	5.1
福島地裁本庁	5	448,396	1,000	930	18	6	2.4
福島地裁郡山支部	7	1,120,047	1,400	1,295	31	11	3.0
山形地裁本庁	3	901,987	1,200	320	12	5	1.4
盛岡地裁本庁	6	1,035,387	1,000	650	32	10	4.2
秋田地裁本庁	1	836,397	1,600	120	6	2	0.5
青森地裁本庁	3	1,074,720	1,700	360	20	6	1.5
札幌地裁本庁	11	2,807,585	4,100	1,060	67	22	2.2
函館地裁本庁	2	364,937	1,200	280	12	4	1.3
旭川地裁本庁	3	557,968	1,400	430	20	6	1.9
釧路地裁本庁	8	739,395	1,200	1,420	44	17	5.1
高松地裁本庁	3	809,719	1,300	290	19	6	1.9
徳島地裁本庁	5	620,537	2,200	930	34	14	2.2
高知地裁本庁	1	595,465	1,200	110	6	2	0.7
松山地裁本庁	9	1,137,687	1,100	1,350	56	19	6.8

- (注) 1 延べ人員(判決人員は実人員)である。
 2 「選任された裁判員の数」及び「選任された補充裁判員の数」は、実人員であり、概数である。
 3 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。
 4 「選挙人名簿登録者数」は名簿作成時に各地方裁判所からの照会に応じて市町村選挙管理委員会が回答した選挙人名簿に登録された者の総数である。
 5 「裁判員候補者名簿登録人数」は、実人員であり、概数である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表20 選任手続期日に出席した裁判員候補者、選任された裁判員及び
補充裁判員の属性

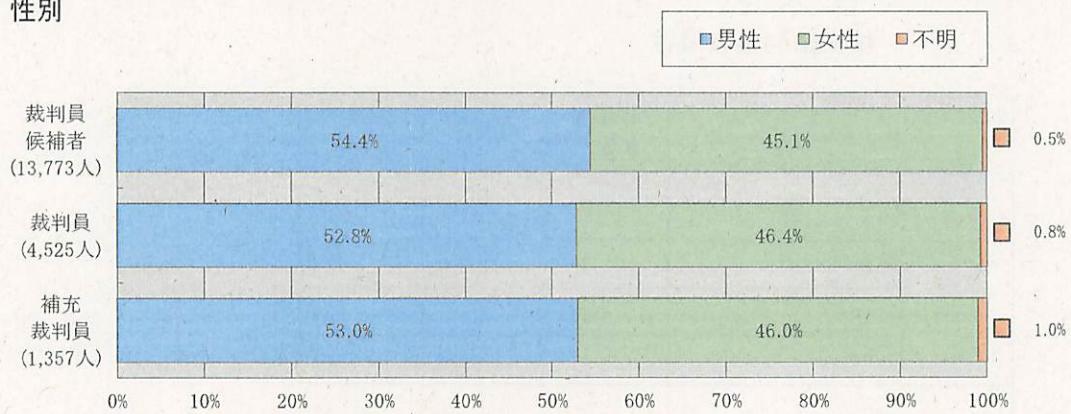
		裁判員 候補者	裁判員	補充 裁判員
総 数		13,773	4,525	1,357
性別	男性	7,495	2,390	719
	女性	6,205	2,101	624
	不明	73	34	14
年代別	10代	88	26	12
	20代	1,726	579	178
	30代	2,266	806	240
	40代	3,281	1,122	317
	50代	3,228	1,080	316
	60代	2,575	730	238
	70歳以上	540	150	41
	不明	69	32	15
職業別	お勤め	8,148	2,833	844
	自営・自由業	862	263	74
	パート・アルバイト	2,259	698	209
	専業主婦・専業主夫	932	299	88
	学生	242	84	26
	無職	1,046	249	76
	その他	160	49	21
	不明	124	50	19

(注) 1 裁判員等へのアンケートに対する有効回答に基づく数値であり、実人数である。

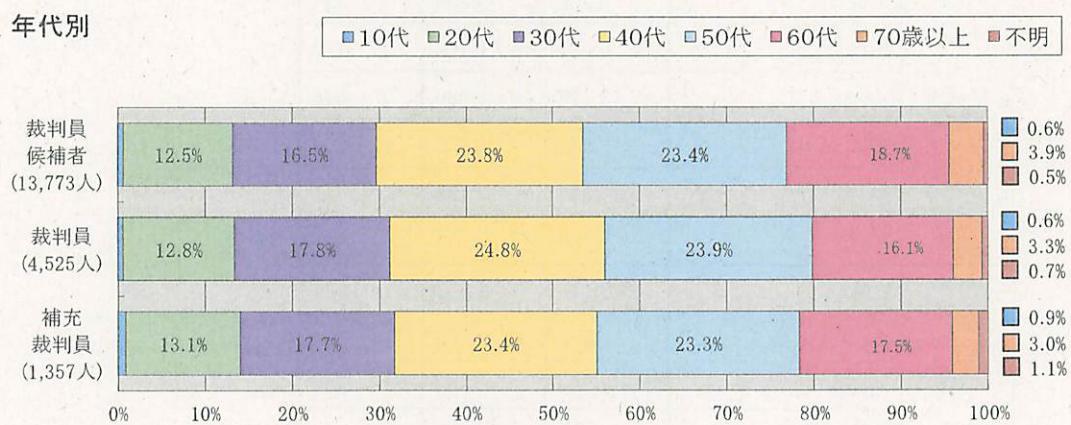
2 「お勤め」には公務員、会社経営者を含む。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

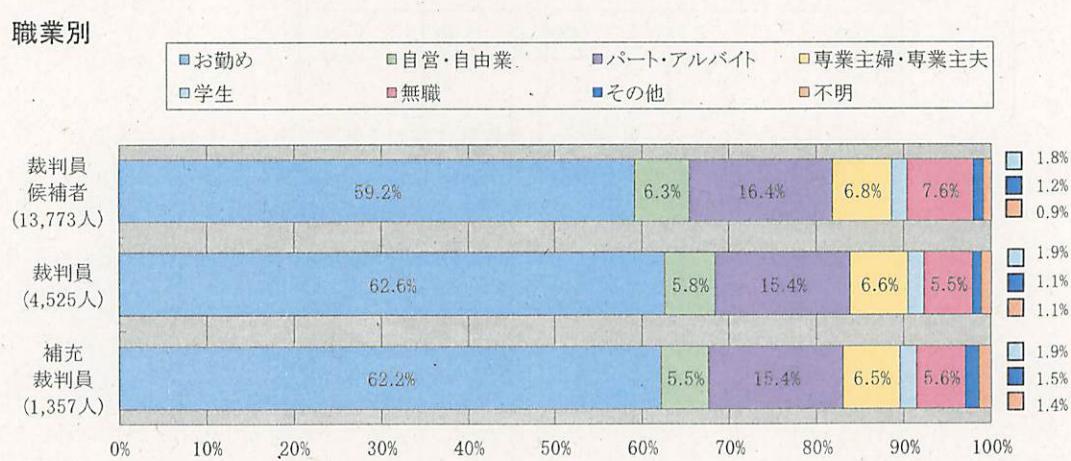
性別



年代別



職業別



第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表21 選任された補充裁判員数別の判決人員の分布及び選任された補充裁判員数の平均（実審理予定日数別）

実審理予定日数	総数	判決人員							選任された補充裁判員数の平均	
		選任された補充裁判員数								
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上		
	総数	807	-	1	704	89	13	-	-	2.1
2日以内		-	-	-	-	-	-	-	-	-
3日	21	-	-	21	-	-	-	-	-	2.0
4日	91	-	-	91	-	-	-	-	-	2.0
5日	147	-	1	144	2	-	-	-	-	2.0
6日	128	-	-	124	3	1	-	-	-	2.0
7日	131	-	-	127	4	-	-	-	-	2.0
8日	65	-	-	61	4	-	-	-	-	2.1
9日	63	-	-	54	9	-	-	-	-	2.1
10日	41	-	-	34	7	-	-	-	-	2.2
11日以上	120	-	-	48	60	12	-	-	-	2.7

(注) 選任された補充裁判員数の平均は、
選任された補充裁判員数（延べ人員） により算出した。
 判決人員（実人員）

(5) 解任の状況

解任された裁判員等の解任理由別の延べ人員を公判等の全開廷回数別にみると（裁判員等が解任された時点の公判の回数ではない。）、図表22のとおりである。

図表22 解任理由別の裁判員及び補充裁判員の解任数（開廷回数別）

		総数	開廷回数				
			2回以内	3回	4回	5回	6回以上
判決人員		807	2	114	262	180	249
裁判員	総数	(0.23) 187	-	(0.13) 15	(0.19) 51	(0.16) 28	(0.37) 93
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、 進行妨害	6	-	-	4	-	2
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそ れ、虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	181	-	15	47	28	91
補充裁判員	総数	(0.14) 109	-	(0.08) 9	(0.14) 37	(0.13) 24	(0.16) 39
	宣誓拒否、出頭義務違反、欠格事由等、 進行妨害	2	-	-	-	1	1
	その他の義務違反、不公平な裁判のおそ れ、虚偽記載等	-	-	-	-	-	-
	辞任申立て	79	-	6	22	20	31
必要がないと認めたもの(法45条)		(0.03) 28	-	(0.03) 3	(0.06) 15	(0.02) 3	(0.03) 7

(注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

3 () 内は判決人員1人当たりの平均である。

(6) その他

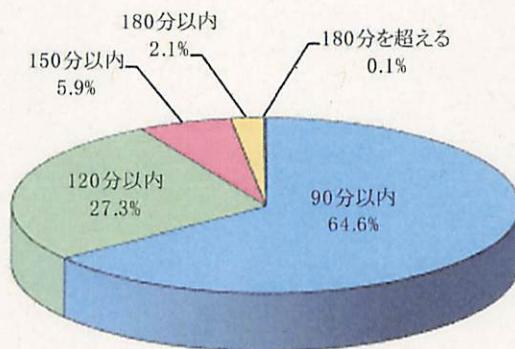
選任手続期日に要した時間の分布別に出席した裁判員候補者数の分布状況をみると、図表23のとおりである。選任手続期日に要した時間の平均は、87.7分であり、出席した裁判員候補者の平均は、26.8人である。

図表23 出席した裁判員候補者数別の判決人員の分布及び出席した裁判員候補者総数（選任手続期日に要した時間別）

要選任した手続期間に	総数	判決人員						出席した裁判員候補者総数	
		出席した裁判員候補者数							
		30人以内	35人以内	40人以内	45人以内	50人以内	50人を超える		
	総 数	807	625	128	27	17	4	6	21,637
90分以内	521	439	68	11	3	-	-		13,256
120分以内	220	141	47	13	13	3	3		6,434
150分以内	48	34	10	3	1	-	-		1,338
180分以内	17	11	3	-	-	1	2		548
180分を超える	1	-	-	-	-	-	-		61

（注）延べ人員（判決人員は実人員）である。

選任手続期日に要した時間別の判決人員



5 辞退申立て、許否に関する状況（選任手続全般を通じて）

各裁判員裁判対象事件で選定された裁判員候補者が選任手続期日に出席するまでの総数の推移をみると、図表24のとおりである。

図表24 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	92,207 [114.3]	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数 注2	27,154 [33.6]
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	65,053 [80.6]	呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d) 注2	33,525 [41.5]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	21,637 [26.8]		
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d)) 注3	68.6		

(注) 1 延べ人員である。

2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置又は呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知等が不到達であったものが含まれる。

3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人（呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがされなかった人）のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。

なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。

4 [] は、総数を判決人員（実人員807人）で除した平均値である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

選任手続期日の前と当日別に裁判員候補者の辞退を許可した人員と辞退事由の内訳をみると、図表25のとおりである。なお、次頁の円グラフは、選任手続期日の前と当日別の辞退許可人員を辞退事由の割合に応じてグラフ化したものである。また、月の大半にわたって裁判員になることが困難な特定の月があるとの申出は、その困難な事由に応じ、表中の辞退事由欄にそれぞれ計上した。

図表25 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由別の内訳（選任手続期日の前と当日別）

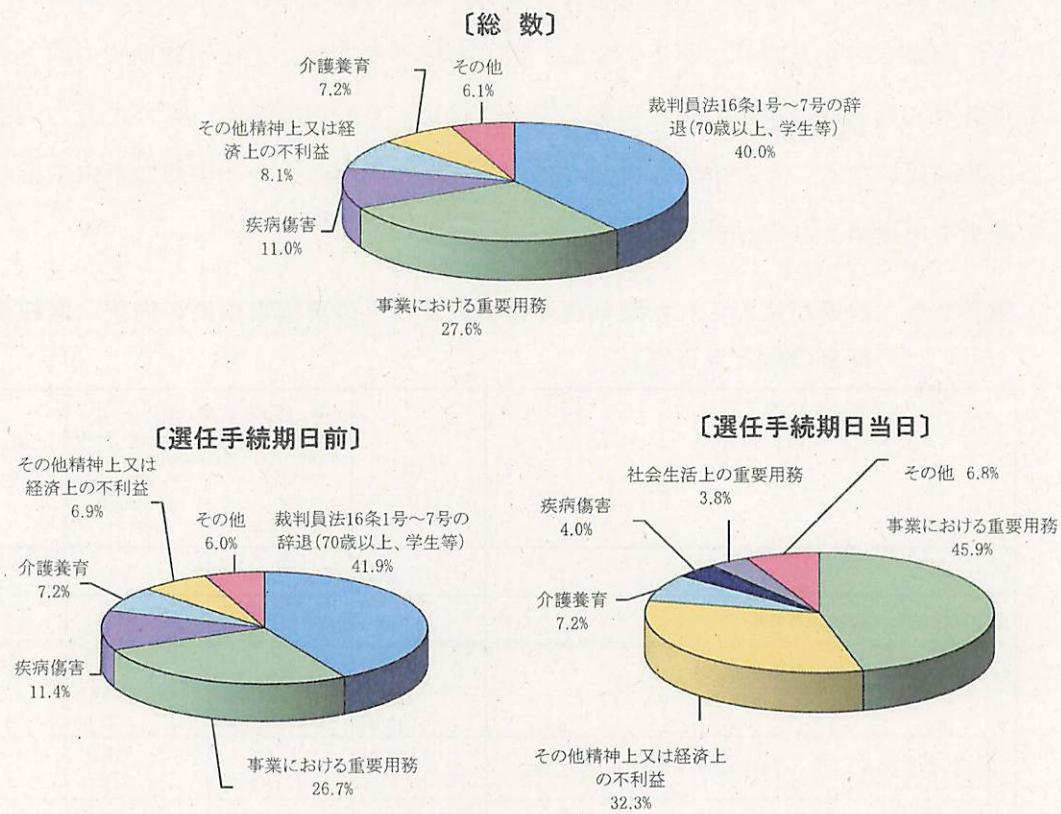
	総数	選任手續期日前		選任手續期日当日
		辞退申出によって呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退申出によって呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	807			
選定された裁判員候補者の数	92,207			
辞退が認められた裁判員候補者の数	(100.0) 61,706 <100.0>	(100.0) 26,490 <42.9>	(100.0) 32,367 <52.5>	(100.0) 2,849 <4.6>
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	(40.0) 24,702	(73.0) 19,341	(16.4) 5,300	(2.1) 61
疾病傷害(法16条8号イ)	(11.0) 6,807	(15.5) 4,101	(8.0) 2,593	(4.0) 113
介護養育(法16条8号ロ)	(7.2) 4,442	(2.3) 601	(11.2) 3,635	(7.2) 206
事業における重要用務(法16条8号ハ)	(27.6) 17,039	(5.9) 1,569	(43.8) 14,161	(45.9) 1,309
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	(1.2) 721	(0.3) 80	(1.6) 534	(3.8) 107
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	(0.0) 2	-	(0.0) 2	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	(0.6) 370	(0.1) 33	(1.0) 322	(0.5) 15
法16条8号ロ以外の介護養育(辞退政令2号)	(1.4) 886	(0.3) 79	(2.4) 764	(1.5) 43
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	(0.7) 435	(0.1) 26	(1.1) 349	(2.1) 60
出産等への立会い等(辞退政令4号)	(0.1) 65	(0.0) 10	(0.2) 52	(0.1) 3
遠隔地(辞退政令5号)	(2.1) 1,267	(0.6) 165	(3.4) 1,089	(0.5) 13
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	(8.1) 4,970	(1.8) 485	(11.0) 3,566	(32.3) 919

(注) 1 延べ人員（判決人員は実人員）である。

2 () は辞退が認められた裁判員候補者の数に対する割合（%）である。

3 < > は辞退が認められた裁判員候補者の総数に対する割合（%）である。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について



実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合を序別及び辞退事由別にみると、図表26及び図表27のとおりである。また、事件が終局した月別^{*11}に辞退が認められた裁判員候補者の割合は、図表28のとおりである。

*11 事件が終局した日（判決宣告日）を基準として、その属する月別に集計したものである。裁判員等選任の日や辞退を認めた日の属する月ではないことに留意されたい。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表26 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (府別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.9	-	59.9	63.0	64.0	65.1	66.4	67.8	69.6	68.9	71.0
東京地裁本庁	60.6	-	57.7	52.7	55.8	59.9	58.2	64.7	65.9	63.7	63.0
東京地裁立川支部	64.6	-	-	-	57.6	64.8	60.0	60.5	67.9	61.7	70.9
横浜地裁本庁	66.4	-	-	61.7	66.5	66.1	67.7	66.0	65.3	-	72.1
横浜地裁小田原支部	71.7	-	-	-	-	65.6	66.3	75.0	-	-	71.8
さいたま地裁本庁	66.1	-	45.7	-	61.3	64.8	64.2	69.4	69.0	70.3	73.4
千葉地裁本庁	63.4	-	53.8	63.0	59.4	62.8	64.4	61.5	62.9	61.1	69.1
水戸地裁本庁	68.0	-	-	67.1	64.6	68.1	-	65.8	70.2	-	70.8
宇都宮地裁本庁	70.9	-	-	-	64.1	-	-	-	69.8	69.2	73.3
前橋地裁本庁	69.7	-	-	-	66.8	72.5	69.8	-	-	-	70.6
静岡地裁本庁	67.1	-	-	57.1	-	60.0	-	67.1	-	79.1	-
静岡地裁沼津支部	66.4	-	-	-	65.6	68.6	72.0	63.5	-	-	-
静岡地裁浜松支部	66.3	-	-	61.1	72.2	-	-	65.6	-	-	-
甲府地裁本庁	71.3	-	-	-	-	-	71.3	-	-	-	-
長野地裁本庁	72.8	-	-	-	71.3	74.3	72.9	72.5	-	-	-
長野地裁松本支部	66.5	-	-	63.3	-	-	-	-	-	-	68.1
新潟地裁本庁	73.0	-	-	70.0	71.6	70.0	75.2	75.6	-	-	-
大阪地裁本庁	63.6	-	59.0	60.5	60.4	63.3	65.4	62.6	63.7	65.8	67.1
大阪地裁堺支部	68.5	-	-	-	67.8	69.3	63.1	-	-	-	70.7
京都地裁本庁	68.7	-	-	67.6	61.1	66.7	65.5	68.7	71.4	71.0	71.5
神戸地裁本庁	68.7	-	-	57.1	60.0	67.0	63.7	64.8	-	-	74.3
神戸地裁姫路支部	67.4	-	62.7	-	63.8	78.0	66.7	71.0	69.5	-	63.8
奈良地裁本庁	65.5	-	-	63.8	60.3	66.7	-	-	67.3	-	70.0
大津地裁本庁	69.5	-	-	69.8	61.2	66.7	73.3	-	67.5	72.5	79.0
和歌山地裁本庁	67.6	-	-	-	68.2	66.7	-	-	-	64.0	72.8
名古屋地裁本庁	67.5	-	58.9	62.6	62.5	67.6	68.8	68.7	-	68.7	69.6
名古屋地裁岡崎支部	63.2	-	60.0	50.7	60.9	-	61.1	-	-	70.0	68.5
津地裁本庁	66.8	-	-	-	63.9	64.9	67.5	-	76.5	-	-
岐阜地裁本庁	70.9	-	-	-	-	67.7	65.9	78.3	-	-	75.7
福井地裁本庁	74.7	-	-	-	71.2	-	-	68.6	-	-	77.0
金沢地裁本庁	68.4	-	-	-	-	-	-	-	67.1	-	68.7
富山地裁本庁	76.5	-	-	-	-	62.0	-	79.2	79.1	69.2	-

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

(図表2 6つづき)

裁判員候補者の割合(総数)	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実 � 審 理 予 定 日 数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
広島地裁本庁	64.8	-	61.7	63.5	67.9	60.0	60.7	-	67.8	-	71.7
山口地裁本庁	70.0	-	69.1	68.1	69.3	-	-	70.8	77.3	-	-
岡山地裁本庁	69.5	-	-	65.3	63.2	70.4	63.2	78.8	71.8	78.9	70.8
鳥取地裁本庁	76.3	-	-	-	-	-	-	-	-	76.3	-
松江地裁本庁	68.7	-	-	66.7	68.0	63.0	76.3	-	-	-	-
福岡地裁本庁	64.6	-	64.1	62.3	63.4	64.9	67.5	-	66.0	-	66.4
福岡地裁小倉支部	68.8	-	-	-	60.0	63.0	-	66.4	-	64.6	73.1
佐賀地裁本庁	68.3	-	-	67.5	-	-	-	69.0	-	-	-
長崎地裁本庁	69.5	-	-	-	68.3	69.2	72.8	-	-	-	66.9
大分地裁本庁	72.3	-	-	70.6	-	-	-	-	75.9	-	-
熊本地裁本庁	64.1	-	60.0	66.4	63.0	-	72.1	-	62.0	-	-
鹿児島地裁本庁	66.9	-	-	64.9	65.7	-	67.5	-	72.7	-	-
宮崎地裁本庁	63.3	-	60.0	-	58.9	69.0	-	-	63.6	-	-
那覇地裁本庁	55.1	-	52.0	55.0	-	56.1	-	-	-	-	-
仙台地裁本庁	73.4	-	-	69.0	74.7	66.4	75.1	66.4	73.1	75.4	73.9
福島地裁本庁	75.9	-	-	-	72.0	-	71.8	-	77.1	-	-
福島地裁郡山支部	72.4	-	58.7	70.0	68.5	-	-	-	72.5	-	76.9
山形地裁本庁	74.1	-	-	-	-	-	79.2	71.0	-	-	-
盛岡地裁本庁	69.4	-	-	60.0	-	65.0	75.8	65.5	70.9	-	-
秋田地裁本庁	69.2	-	-	-	-	-	-	69.2	-	-	-
青森地裁本庁	69.7	-	-	-	-	66.4	71.2	-	-	-	-
札幌地裁本庁	63.5	-	-	63.8	58.9	68.2	-	-	-	-	-
函館地裁本庁	67.5	-	-	-	68.1	66.7	-	-	-	-	-
旭川地裁本庁	68.1	-	-	-	67.6	-	-	-	-	69.3	-
釧路地裁本庁	76.1	-	-	71.6	75.9	-	-	-	72.8	-	78.8
高松地裁本庁	70.0	-	-	63.6	75.0	73.0	-	-	-	-	-
徳島地裁本庁	76.8	-	-	-	-	-	77.1	77.9	72.5	-	77.8
高知地裁本庁	70.0	-	-	-	70.0	-	-	-	-	-	-
松山地裁本庁	70.4	-	-	-	68.2	69.2	-	70.6	72.6	70.0	-

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

第2 裁判員等の選任に関する実施状況について

図表27 実審理予定日数別の辞退が認められた裁判員候補者の割合 (%)
(辞退事由別)

	辞退が認められた裁判員候補者の割合(総数)	実審理予定日数									
		2日以内	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日以上
総数	66.9	-	59.9	63.0	64.0	65.1	66.4	67.8	69.6	68.9	71.0
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上、学生等)	26.8	-	25.1	26.7	26.6	26.0	26.9	27.6	27.8	26.9	26.8
疾病傷害(法16条8号イ)	7.1	-	7.9	7.4	7.7	7.9	6.5	6.9	7.0	7.4	7.8
介護養育(法16条8号ロ)	4.8	-	4.4	4.4	4.6	5.3	4.9	4.6	4.5	5.2	5.0
事業における重要用務(法16条8号ハ)	18.5	-	14.0	15.8	16.7	16.5	17.8	19.5	20.1	20.2	21.7
社会生活上の重要用務(法16条8号ニ)	0.8	-	0.7	0.7	0.8	0.7	0.9	0.5	0.8	0.7	0.9
重大な災害に伴う生活再建(法16条8号ホ)	0.0	-	-	-	0.0	-	-	-	0.0	-	-
妊娠中又は産後8週以内(辞退政令1号)	0.4	-	0.5	0.6	0.4	0.5	0.5	0.4	0.2	0.2	0.4
法16条8号以外の介護養育(辞退政令2号)	1.0	-	0.7	0.7	1.0	1.0	0.9	0.9	1.1	0.9	1.1
親族等の同居人の入院等の付添い(辞退政令3号)	0.5	-	0.2	0.4	0.3	0.6	0.6	0.4	0.6	0.7	0.4
出産等への立会い等(辞退政令4号)	0.1	-	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
遠隔地(辞退政令5号)	1.4	-	1.7	1.1	1.2	1.3	1.3	1.4	1.4	1.8	1.5
その他精神上又は経済上の不利益(辞退政令6号)	5.4	-	4.8	5.0	4.5	5.4	6.2	5.5	6.2	4.8	5.4

(注) 辞退が認められた裁判員候補者の割合は、 $\frac{\text{辞退が認められた裁判員候補者数}}{\text{選定された裁判員候補者数}} \times 100$ により算出した。

図表28 終局月別の辞退が認められた裁判員候補者の割合

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月
選定された裁判員候補者の数	92,207	6,330	10,562	13,293	925	5,246	9,456
辞退が認められた裁判員候補者の数	(66.9) 61,706	(68.5) 4,334	(68.1) 7,191	(69.6) 9,254	(62.5) 578	(62.7) 3,290	(65.1) 6,153
		7月	8月	9月	10月	11月	12月
		7,140	2,380	6,195	10,825	9,575	10,280
		(66.6) 4,756	(67.2) 1,599	(63.5) 3,932	(66.8) 7,232	(66.9) 6,403	(67.9) 6,984

(注) 1 延べ人員である。

2 () は選定された裁判員候補者の数に対する割合(%)である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

1 本項の概要

(1) 裁判員の参加する公判手続の対象となる事件・合議体の構成

ア 対象となる事件

裁判員裁判対象事件は、法定刑に死刑、無期懲役・禁錮を含む罪に係る事件と、法定合議事件のうち故意の犯罪行為で人を死亡させた事件である（法2条1項）。

ただし、裁判員やその親族等に危害が加えられるなどのおそれがあり、裁判員の職務の遂行ができないような事情がある場合や、審判に要する期間が著しく長期化するなどの場合には、決定により裁判員裁判対象事件から除外され、裁判官のみで構成する合議体で取り扱う（**除外決定**、法3条1項、3条の2第1項）。

イ 合議体の構成

裁判員裁判対象事件を取り扱う**合議体の構成**は、原則的には裁判官3人と裁判員6人である。例外的に、公訴事実に争いがなく、事件の内容等に照らし適当であり、当事者にも異議がない事件については、裁判官1人と裁判員4人の合議体で審理・裁判することができる（法2条2項、3項）。

(2) 裁判員裁判における公判手続の流れ

ア 公判前整理手続

刑事訴訟手続は、検察官が、裁判所に対し、被告人の処罰を求めて公訴提起（起訴）することにより開始される。裁判員裁判対象事件が起訴された場合、裁判所は、**公判前整理手続**に付さなければならない（法49条）。

公判前整理手続では、当事者による主張の明示や証拠の開示等を通じ、争点及び証拠の整理を行うほか、公判の審理計画を策定し、公判期日を定めるなど公判手続の進行上必要な事項を定める。そして、裁判所は、当事者との間で争点及び証拠の整理の結果を確認し、公判前整理手続を終了させる。

なお、裁判員が加わって審理が開始された後に、鑑定のために長期間審理が中断するような事態は望ましくないことから、裁判員裁判対象事件の公判前整理手続で鑑定を行うことが決定された場合、鑑定結果の報告までに相当期間を要するときは、公判開始前に、鑑定の経過及び結果の報告を除く鑑定の手続を行うことができる（**第1回公判期日前の鑑定**、法50条1項、3項）。

審理期間と対比した公判前整理手続期間・期日回数の状況は、図表33及び図表35ないし図表40のとおりである。

イ 公判審理

(7) 公判手続は、原則として公開の法廷において開く公判期日において行う。公判期日の指定に当たっては、できる限り連日開廷し、継続して審理を行うようにしなければならない（刑事訴訟法281条の6）。公判の審理期間・実審理期間・開廷回数の状況は、図表41ないし図表45のとおりである。

公判期日においては、まず、人定質問や検察官の起訴状朗読、被告人及び弁護人の被告事件についての陳述等が行われる（冒頭手続）。

続いて証拠調べ手続に入り、検察官や弁護人が証拠により証明しようとする事実を述べる冒頭陳述を行い、裁判所が公判前整理手続の結果を明らかにした上、証拠物や証拠書類の取調べや証人尋問等が行われる。また、被告人には黙秘権があるが、被告人が自ら供述する場合は被告人質問も行われ、その結果も証拠となる。

証拠調べ手続が終了すると、弁論手続が行われ、検察官や弁護人が事実認定や法律の適用に関する意見等を述べ（検察官の論告・求刑、弁護人の弁論）、最後に被告人に対しても事件についての意見を述べる機会が与えられ（最終陳述）、審理を終結する（結審）。

取り調べた証拠数・証人数、開廷時間・証人尋問時間・被告人質問時間の平均や分布の状況は、図表46ないし図表57のとおりである。

(イ) 同一の被告人に対し、複数の事件が起訴された場合、弁論の併合（客観的併合）がされることがある。客観的併合がされている事件について、公訴事実の数別に、開廷回数・総審理時間や証拠調べの状況を図表58ないし図表61で示した。

他方、同一の被告人に対し、複数の事件が起訴され、弁論を併合したままだとその審理が長期に及ぶ場合などについて、裁判員の負担を軽減しながらも、刑の量定も含め適正な結論が得られるように、区分審理の制度が設けられた（法71条以下）。これは、併合した事件のうち一部の事件を区分し（区分審理決定）、順次、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理し、有罪・無罪に関して部分判決を行い、これを踏まえて、新たに選任された裁判員の加わった合議体が残りの事件を審理した上、併合した事件全体について刑の言渡しを含めた終局判決を行うと

いうものである。なお、区分事件に含まれる被告事件の全部が裁判員裁判対象事件に該当しないときなど、裁判所の決定によって、構成裁判官のみで構成する合議体で、その区分事件の審理及び裁判を行う場合もある（法74条）。

区分審理決定のあった事件の審判の数ごとの内訳、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表62ないし図表64のとおりである。

ウ 評議

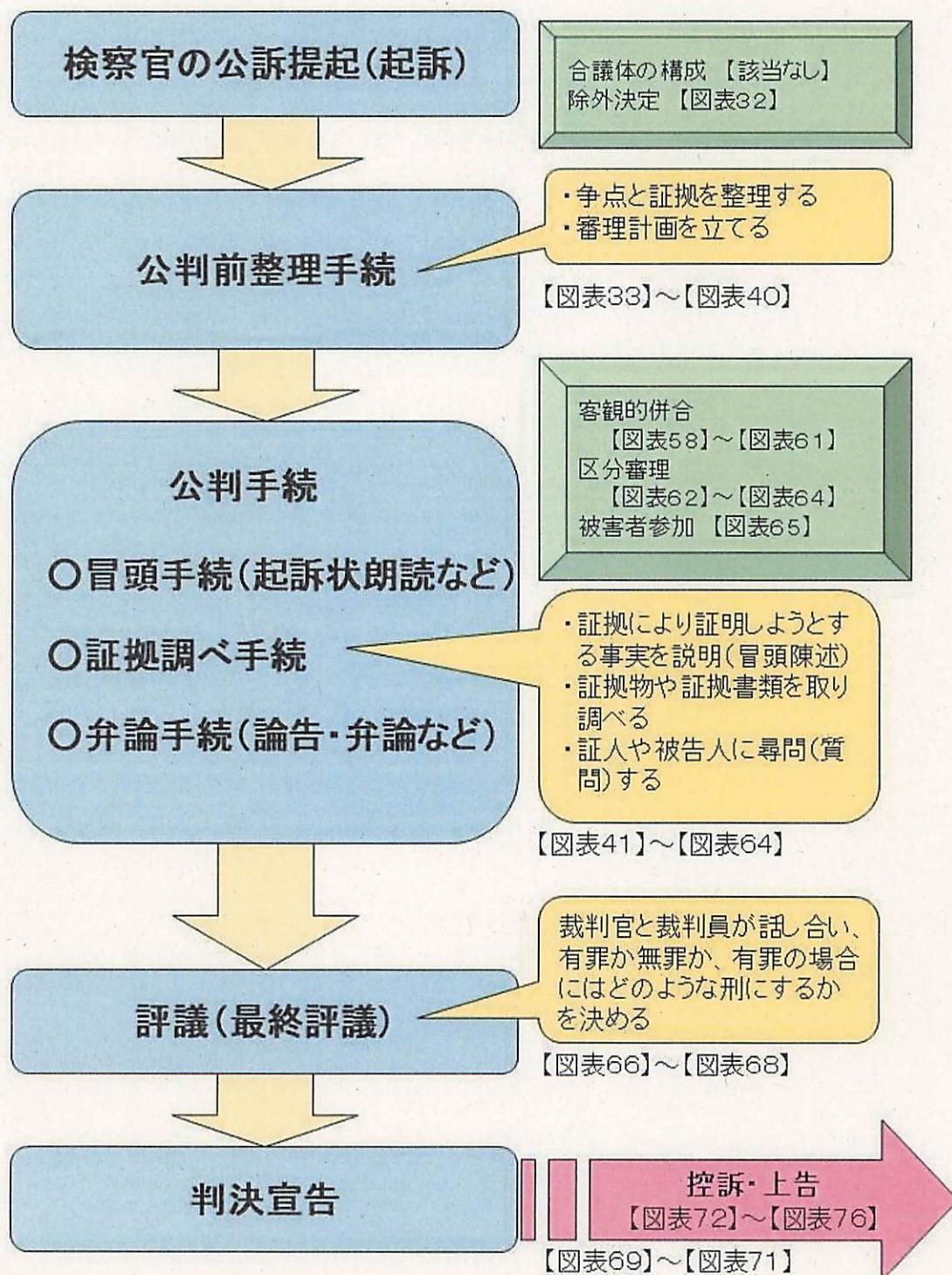
公判審理が終結すると、合議体を構成する裁判官と裁判員は、**評議**を行い、有罪か無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを議論して決める。なお、審理の合間にも、随時評議が行われることがあり（中間評議）、それとの対比において、上記のような結審後に行われる評議は最終評議と呼ばれる。最終評議における評議時間の平均や分布の状況は図表66ないし図表68のとおりである。

エ 裁判・控訴・上告

評議において有罪・無罪、有罪の場合には量刑につき結論が決まると、判決が宣告され、事件は終局する。第一審の判決に不服がある当事者は、高等裁判所に控訴することができ、控訴審判決に不服がある当事者は、最高裁判所に上告することができる。

裁判員裁判の第一審の裁判結果や、控訴理由、控訴審の結果、上告理由、上告審の結果の状況等は、図表69ないし図表76のとおりである。

才。なお、公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れをフローチャートで示すと、以下のとおりである。



(3) 本項における集計の在り方

以上のような対象事件及び合議体の構成並びに公判手続（公判前整理手続を含む。）の流れを踏まえつつ、以下、裁判員の参加する公判手続の実施状況を概観するが、自白事件と否認事件で手続運用の在り方が異なることから、自白・否認別のクロス集計を基本としつつ、その他の様々なクロス集計も活用した集計結果を示した。また、特に、公判前整理手続に関しては、期間・期日回数について、審理期間全体との対比も示しつつ、平均値や分布等の集計を盛り込んだ。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

2 概況

令和5年の裁判員裁判対象事件の公判手続に関する概況は、図表29のとおりである。

各データの詳細は右欄外に記載した各図表を参照されたい。

図表29 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ

事項 (平均)	区分	総数	自白	否認	
平均審理期間	受理～第1回	12.1(月)	9.0(月)	14.6(月)	(注) 図表41参照
	受理～終局	13.2(月)	10.2(月)	15.7(月)	(注) 図表42参照
平均実審理期間		14.9(日)	10.3(日)	18.7(日)	(注) 図表44参照
平均開廷回数		5.3(回)	4.2(回)	6.2(回)	(注) 図表37参照
平均公判前整理手続期間		11.1(月)	8.2(月)	13.5(月)	(注) 図表33参照
平均公判前整理手続期日回数		4.4(回)	3.1(回)	5.5(回)	(注) 図表66参照
平均評議時間		857.1(分)	619.0(分)	1,056.6(分)	(注) 図表46参照
平均取調べ証拠数		22.2(個)	18.8(個)	25.0(個)	(注) 図表47参照
平均取調べ証人数		2.9(人)	1.5(人)	4.1(人)	(注) 図表49参照
平均証人尋問時間		238.2(分)	109.5(分)	328.9(分)	(注) 図表51参照
平均被告人質問時間		198.0(分)	166.8(分)	224.2(分)	(注) 図表55参照
平均開廷時間		687.3(分)	460.7(分)	877.6(分)	

3 審理

(1) 合議体の構成・除外決定

合議体は、全ての事件で裁判官3人と裁判員6人で構成された。また、裁判員法3条1項の除外決定がされた人員は、令和5年中に終局した事件においては11人であった。

図表30 合議体の構成別の判決人員（罪名別）
(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

図表31 合議体の構成別の判決人員（実審理期間別）
(裁判官1人と裁判員4人の合議体なし)

図表32 罪名別の除外決定がされた判決人員

	法3条1項	法3条の2第1項
総数	11	-
現住建造物等放火	1	-
殺人	4	-
銃刀法違反	4	-
組織的犯罪処罰法違反	2	-

(注) 実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(2) 公判前整理手続

公判前整理手続期日回数の平均及び分布状況（自白・否認別）は、図表33のとおりである。

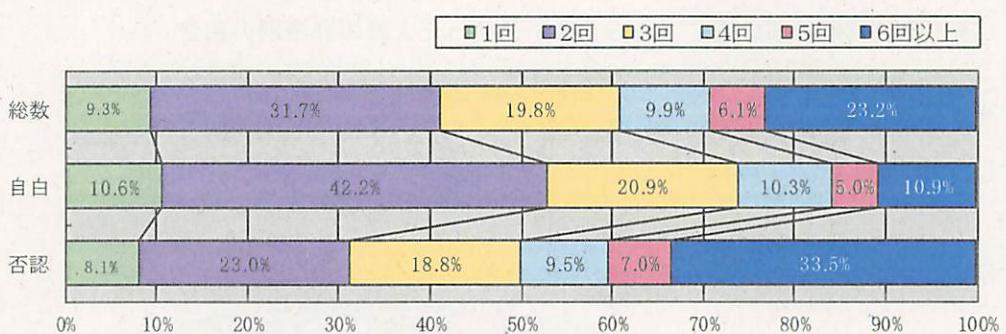
なお、公判前整理手続において鑑定の手続を行う旨の決定（法50条。以下、「第1回公判期日前の鑑定」という。）をして判決に至った人員を罪名別にみると、図表34のとおりである。

図表33 公判前整理手続期日回数別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期日回数（自白否認別）

判決人員	公判前整理手続期日回数							平均公判前整理手続期日回数(回)	
	0回	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上		
総数	(100.0) 788	-	(9.3) 73	(31.7) 250	(19.8) 156	(9.9) 78	(6.1) 48	(23.2) 183	4.4
自白	(100.0) 358	-	(10.6) 38	(42.2) 151	(20.9) 75	(10.3) 37	(5.0) 18	(10.9) 39	3.1
否認	(100.0) 430	-	(8.1) 35	(23.0) 99	(18.8) 81	(9.5) 41	(7.0) 30	(33.5) 144	5.5

(注) 1 実人員である。

2 () は判決人員に対する割合 (%) である。



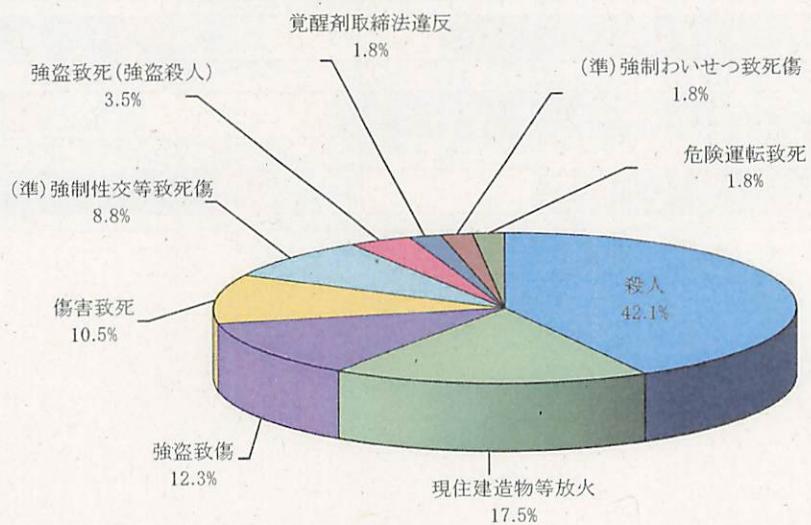
図表3 4 罪名別の第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った判決人員

	判決人員	鑑定を行った 判決人員
総数	807	(7.1) 57
殺人	196	(12.2) 24
現住建造物等放火	80	(12.5) 10
強盗致傷	141	(5.0) 7
傷害致死	80	(7.5) 6
(準)強制性交等致死傷	44	(11.4) 5
強盗致死(強盗殺人)	15	(13.3) 2
覚醒剤取締法違反	74	(1.4) 1
(準)強制わいせつ致死傷	67	(1.5) 1
危険運転致死	22	(4.5) 1

(注) 1 実人員である。

2 () は判決人員に対する割合 (%) である。

第1回公判期日前の鑑定（法50条）を行った人員の罪名別の割合



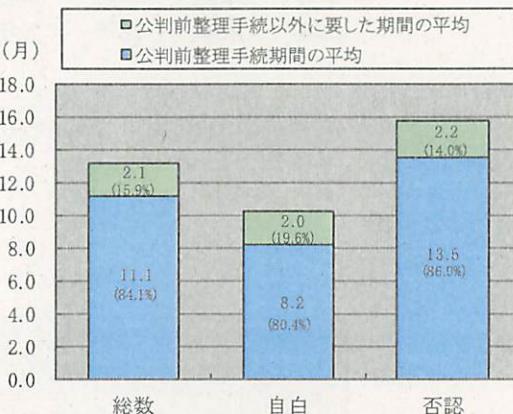
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

平均審理期間、公判前整理手続期間及び同手続以外の手続に要した期間の平均（自白・否認別、罪名別、第1回公判期日前の鑑定の有無別及び開廷回数別）をみると、図表3-5ないし図表3-9のとおりである。公判前整理手続以外の手続に要した期間とは、1)受理から公判前整理手続に付する決定までの期間、2)公判前整理手続終了から第1回公判期日までの期間、3)実審理期間の合計である。それぞれ全審理期間に占める公判前整理手続期間と同手続以外の手続に要した期間の平均を示し、かつ、それぞれの割合をグラフ化したものを添付した。

また、図表3-5には、裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間及び公判前整理手続期間の平均の推移の各データを参考添付した。

図表3-5 自白否認別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

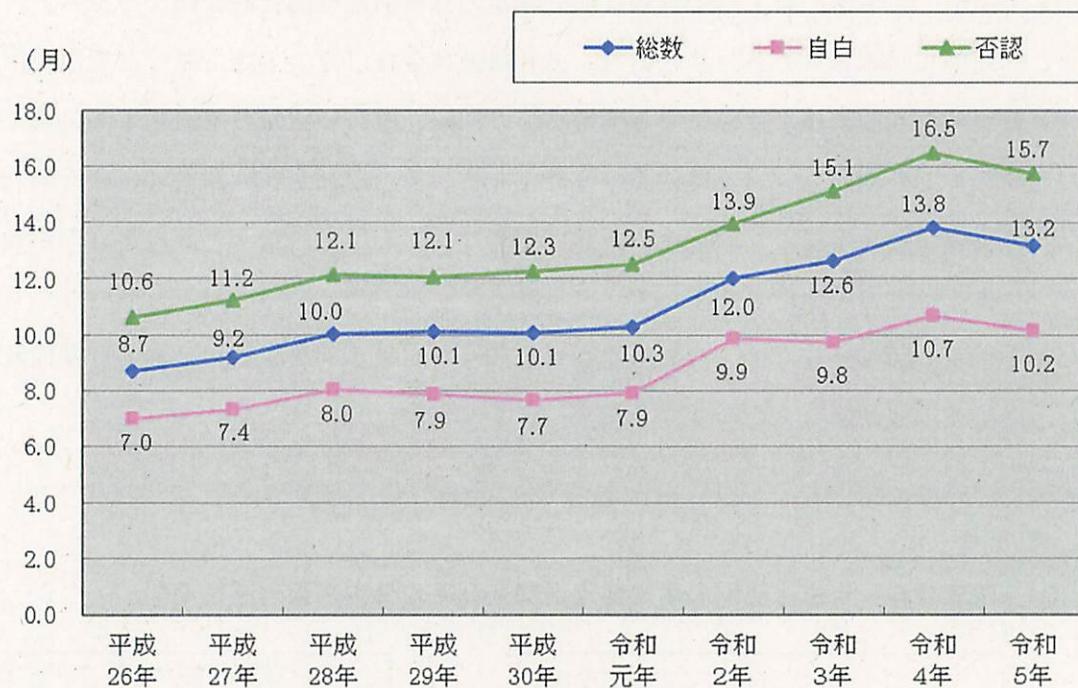
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	13.2	(84.1) 11.1	(15.9) 2.1
自白	10.2	(80.4) 8.2	(19.6) 2.0
否認	15.7	(86.0) 13.5	(14.0) 2.2



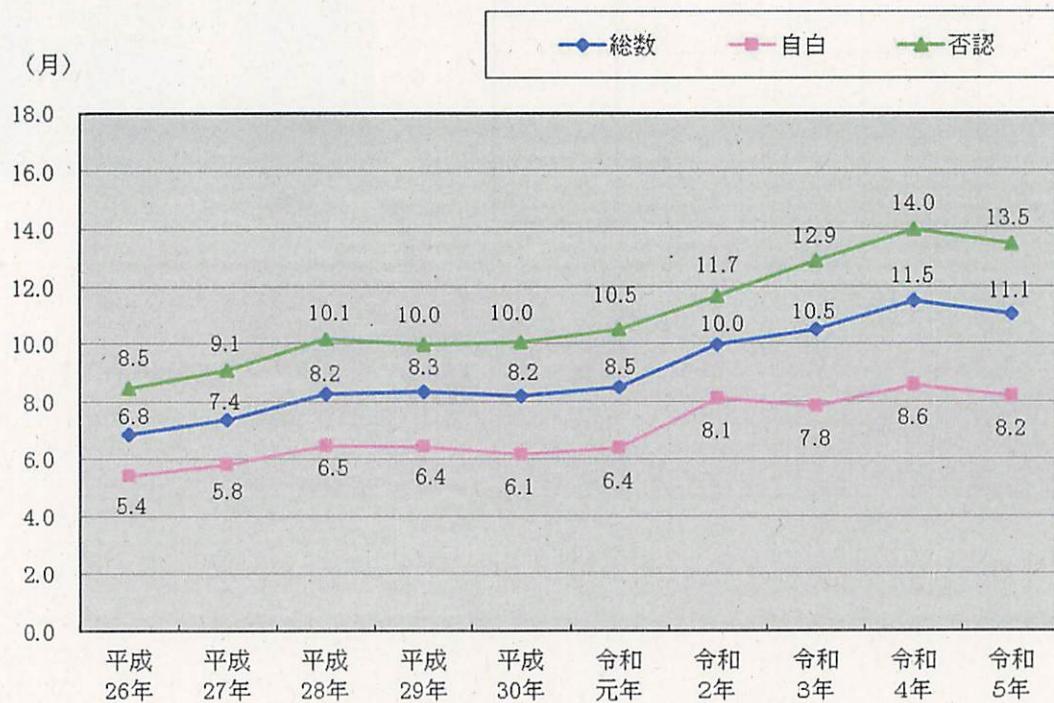
(注) () は平均審理期間に対する割合(%)である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の平均審理期間の推移
(総数・自白・否認)



(参考) 裁判員裁判対象事件における判決人員の公判前整理手続期間の平均の推移
(総数・自白・否認)



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表36 自白否認別・主要罪名別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	総 数			自 白			否 認		
	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	平均審理期間(月)	うち公判前整理手続期間の平均(月)	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
総数	13.2	(84.1) 11.1	(15.9) 2.1	10.2	(80.4) 8.2	(19.6) 2.0	15.7	(86.0) 13.5	(14.0) 2.2
殺人	14.5	(86.2) 12.5	(13.8) 2.0	10.8	(87.0) 9.4	(13.0) 1.4	16.7	(86.8) 14.5	(13.2) 2.2
強盗致傷	12.4	(81.5) 10.1	(18.5) 2.3	9.8	(77.6) 7.6	(22.4) 2.2	15.4	(84.4) 13.0	(15.6) 2.4
現住建造物等放火	11.5	(87.8) 10.1	(12.2) 1.4	9.4	(83.0) 7.8	(17.0) 1.6	14.6	(91.8) 13.4	(8.2) 1.2
傷害致死	14.4	(88.2) 12.7	(11.8) 1.7	10.0	(85.0) 8.5	(15.0) 1.5	16.7	(88.6) 14.8	(11.4) 1.9
覚醒剤取締法違反	11.4	(81.6) 9.3	(18.4) 2.1	9.0	(84.4) 7.6	(15.6) 1.4	12.4	(80.6) 10.0	(19.4) 2.4
(準)強制わいせつ致死傷	9.0	(81.1) 7.3	(18.9) 1.7	8.2	(80.5) 6.6	(19.5) 1.6	11.4	(81.6) 9.3	(18.4) 2.1
(準)強制性交等致死傷	11.2	(85.7) 9.6	(14.3) 1.6	8.4	(82.1) 6.9	(17.9) 1.5	12.8	(86.7) 11.1	(13.3) 1.7
麻薬特例法違反	18.6	(69.4) 12.9	(30.6) 5.7	16.6	(65.1) 10.8	(34.9) 5.8	24.9	(78.3) 19.5	(21.7) 5.4
危険運転致死	12.6	(97.6) 12.3	(2.4) 0.3	9.6	(93.8) 9.0	(6.3) 0.6	14.4	(97.9) 14.1	(2.1) 0.3
強盗致死(強盗殺人)	21.6	(77.8) 16.8	(22.2) 4.8	9.0	(83.3) 7.5	(16.7) 1.5	24.8	(78.2) 19.4	(21.8) 5.4

(注) 1 () は平均審理期間に対する割合(%)である。

2 本表には、判決人員が上位10位までの罪名を挙げた。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表37 自白否認別の公判前整理手続期間の分布及び平均公判前整理手続期間

判決人員	公判前整理手続期間															手続期間公判前整理へ月換算		
	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年3月以内	1年6月以内	1年9月以内	2年以内	2年3月以内	2年6月以内	2年9月以内	3年以内	3年を超える		
総数	788	-	-	-	5	162	210	154	94	60	44	18	18	6	7	4	6	11.1
自白	358	-	-	-	5	123	118	61	26	13	6	3	1	-	1	1	-	8.2
否認	430	-	-	-	-	39	92	93	68	47	38	15	17	6	6	3	6	13.5

(注) 実人員である。

図表38 第1回公判期日前の鑑定(法50条)の有無別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	平均審理期間(月)	公判前整理手続期間の平均(月)	公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)
鑑定あり	18.8	(88.3) 16.6	(11.7) 2.2
鑑定なし	12.8	(82.8) 10.6	(17.2) 2.2

(注) ()は平均審理期間に対する割合(%)である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

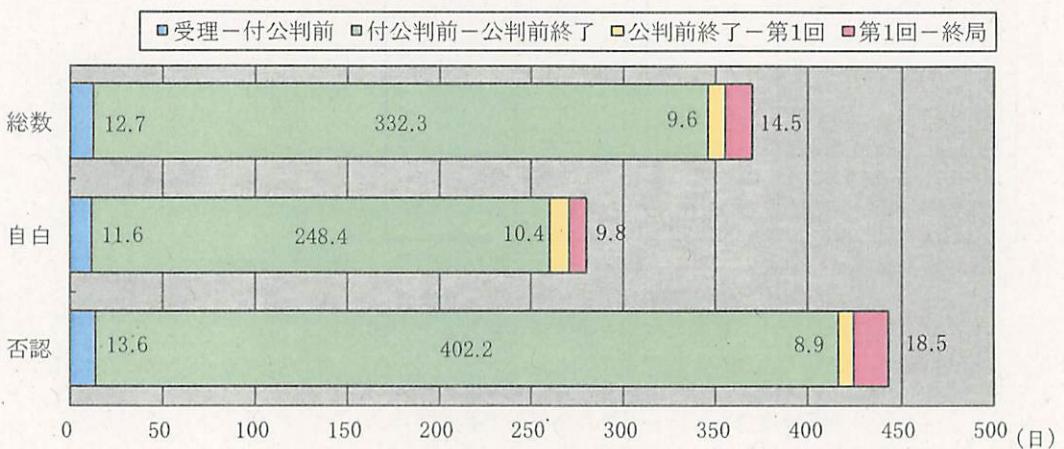
図表39 開廷回数別の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間

	判決 人員	平均審理期 間(月)	うち公判前整 理手続期間 の平均(月)	うち公判前整 理手続以外 に要した期間 の平均(月)
総数	807	13.2	(84.1) 11.1	(15.9) 2.1
2回以下	2	6.8	(110.3) 7.5	-(10.3) -0.7
3回	114	7.4	(83.8) 6.2	(16.2) 1.2
4回	262	10.1	(82.2) 8.3	(17.8) 1.8
5回以上	429	16.7	(85.0) 14.2	(15.0) 2.5

- (注) 1 実人員である。
 2 () は平均審理期間に対する割合(%)である。
 3 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、
 裁判官のみで行われたものを含む。
 4 「2回以下」の「うち公判前整理手続期間の平均(月)」
 が「平均審理期間(月)」より長くなっているのは、
 凡例VII頁3(1)ア及びイ記載のとおり、それぞれの
 代表値によって算出していることによるものである。

裁判員裁判対象事件の受理から終局までの期間を、受理から公判前整理手続に付す旨の決定まで、同決定から同手続終了まで、同手続終了から第1回公判まで及び第1回公判から終局までの審理段階ごとの平均日数（自白・否認別）を算出し、グラフ化したものが、図表40である。

図表40 審理段階別の平均日数（自白否認別）



- (注) 1 公判を開いた後に整理手続等に付された事件（例：裁判員裁判対象事件以外の事件係属中に裁判員裁判対象事件の追起訴があった事件等）を除く。
 2 公判前整理手続を一旦終了し、裁判員候補者の呼出しを行った後、第1回公判期日の前に、公判前整理手続を再開したものがある。
 3 日数の平均によるため、図表35及び36の平均審理期間及び平均公判前整理手続期間とは一致しない。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(3) 審理期間・開廷回数・実審理期間

自白・否認別の審理期間の平均及び分布状況は、図表4-1のとおりである。また、図表4-2は、自白・否認別の実審理期間の平均及び分布状況である。

図表4-1 自白否認別の審理期間の分布及び平均審理期間

判決人員	審理期間							平均審理期間(月)
	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	807	-	10	34	53	212	175	323
自白	368	-	10	26	44	131	79	78
否認	439	-	-	8	9	81	96	245

(注) 1 実人員である。

2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。

図表4-2 実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布及び平均実審理期間（自白否認別）

判決人員	実審理期間									平均実審理期間(日)
	2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	30日以内	40日以内	40日を超える	
総数	807	-	8	41	49	244	306	95	45	19
自白	368	-	8	39	40	161	106	5	5	4
否認	439	-	-	2	9	83	200	90	40	15

(注) 1 実人員である。

2 区分審理を行ったものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間の合計を実審理期間とした。

3 裁判官のみで第1回公判を開いた後、裁判員裁判対象事件で追起訴があったため裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものについては、裁判員が参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

4 2及び3以外のものについては、第1回公判から終局までの期間を実審理期間とした。

5 公判期日が延期され、裁判員が解任されたものについては、改めて選任された裁判員の参加した審理が行われた期間を実審理期間とした。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

開廷回数の各平均及び分布状況（罪名別、自白・否認別、第1回公判期日前の鑑定の有無別）は、図表4-3ないし図表4-5のとおりである（なお、取調べ証人数別の開廷回数の分布状況については、図表5-6を参照。）。

図表4-3 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（罪名別）

判決人員	開廷回数							平均開廷回数(回)
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上	
総数	807	2	114	262	180	88	55	106
殺人	196	-	13	59	65	19	14	26
強盗致傷	141	-	27	49	25	18	7	15
現住建造物等放火	80	1	17	32	13	9	4	4
傷害致死	80	-	4	18	22	7	9	20
覚醒剤取締法違反	74	1	5	32	16	9	5	6
(準)強制わいせつ致死傷	67	-	30	30	5	-	1	1
(準)強制性交等致死傷	44	-	5	13	12	10	3	1
麻薬特例法違反	28	-	1	6	2	6	2	11
危険運転致死	22	-	2	7	7	2	1	3
強盗致死(強盗殺人)	15	-	2	4	1	2	2	4
強盗・強制性交等	14	-	2	5	3	-	1	3
拐取者身の代金取得等	11	-	-	-	2	-	2	7
偽造通貨行使	7	-	3	-	-	2	-	2
保護責任者遺棄致死	6	-	-	1	1	-	3	1
銃刀法違反	5	-	1	2	-	2	-	-
逮捕監禁致死傷	4	-	-	-	3	-	-	1
傷害	3	-	-	1	1	-	1	-
(準)強制性交等	2	-	-	1	-	-	-	1
強盗	2	-	1	1	-	-	-	-
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	3.0
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	1	-	-
逮捕監禁	1	-	-	-	1	-	-	-
身の代金拐取	1	-	-	-	-	1	-	-
窃盗	1	-	-	1	-	-	-	-
大麻取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表4 4 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	807	2	114	262	180	88	55	106	5.3
自白	368	2	106	159	57	23	7	14	4.2
否認	439	-	8	103	123	65	48	92	6.2

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

図表4 5 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（第1回公判期日前の鑑定（法50条）の有無別）

判決 人員	開 廷 回 数							平均開廷 回数(回)	
	2回以下	3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	807	2	114	262	180	88	55	106	5.3
鑑定あり	57	-	-	8	20	11	4	14	6.4
鑑定なし	750	2	114	254	160	77	51	92	5.2

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。

(4) 公判審理（証拠調べ）

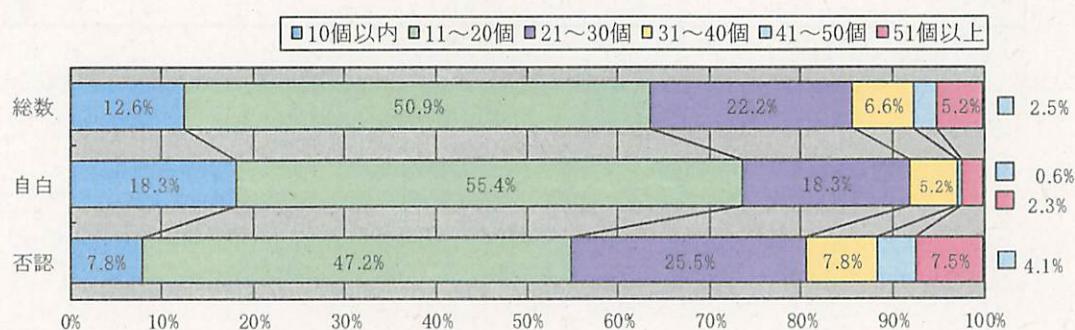
取調べ証拠数、取調べ証人数、罪名別の取調べ証人数、自白・否認別の証人尋問の合計時間並びに取調べ証人1人当たりの証人尋問時間、被告人質問時間の各平均及び分布状況を自白・否認別にみると、図表4.6ないし図表5.1のとおりである（なお、平均取調べ証人数の法定合議事件全体との比較については、図表5.7を参照。）。

図表4.6 取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白否認別）

	終局件数	取調べ証・拠 数						平均取調べ証拠数（個）
		10個以内	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	
総数	756	95	385	168	50	19	39	22.2
自白	345	63	191	63	18	2	8	18.8
否認	411	32	194	105	32	17	31	25.0

（注）1 件数建てであり、概数である。

2 取調べ証拠数には証人を含み、延べ数である。

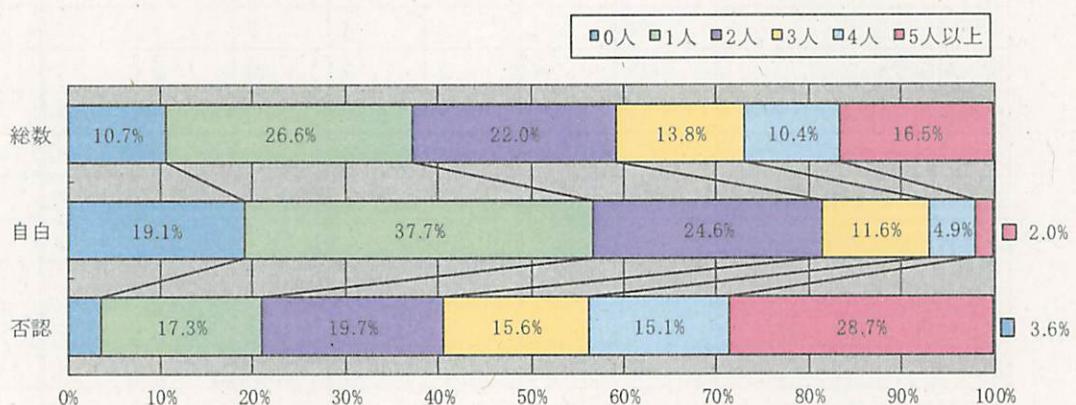


第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表4.7 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（自白否認別）

総数	終局件数						平均取調べ証人数 (人)	
	取調べ証人数							
	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	756	81	201	166	104	79	125	2.9
自白	345	66	130	85	40	17	7	1.5
否認	411	15	71	81	64	62	118	4.1

(注) 件数建てであり、概数である。



第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表48 取調べ証人数別の終局件数の分布及び平均取調べ証人数（罪名別）

	終局件数							平均取調べ証人数 (人)	
	総数	取調べ証人件数							
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上		
総数	756	81	201	166	104	79	125	2.9	
殺人	192	13	43	41	31	25	39	3.6	
強盗致傷	123	11	38	26	15	18	15	2.7	
現住建造物等放火	80	8	18	24	12	10	8	2.5	
覚醒剤取締法違反	72	19	30	8	2	4	9	1.9	
傷害致死	69	3	10	14	10	11	21	4.0	
(準)強制わいせつ致死傷	67	7	32	17	8	1	2	1.6	
(準)強制性交等致死傷	44	8	9	10	5	5	7	2.4	
麻薬特例法違反	22	4	6	4	6	-	2	2.0	
危険運転致死	21	-	2	7	3	2	7	4.5	
強盗致死(強盗殺人)	15	1	4	-	3	1	6	6.7	
強盗・強制性交等	13	2	3	4	1	-	3	3.0	
拐取者身の代金取得等	7	2	-	3	2	-	-	1.7	
保護責任者遺棄致死	6	-	-	3	1	-	2	3.5	
偽造通貨行使	5	1	2	-	-	-	2	2.6	
銃刀法違反	4	1	1	1	1	-	-	1.5	
傷害	3	-	-	1	1	-	1	3.7	
逮捕監禁致死傷	3	1	-	1	-	-	1	4.3	
(準)強制性交等	2	-	-	1	-	1	-	3.0	
強盗	2	-	1	-	-	1	-	2.5	
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	1.0	
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	1	-	-	3.0	
逮捕監禁	1	-	-	-	1	-	-	3.0	
身の代金拐取	1	-	1	-	-	-	-	1.0	
窃盗	1	-	-	1	-	-	-	2.0	
大麻取締法違反	1	-	-	-	1	-	-	3.0	

(注) 件数建てであり、概数である。

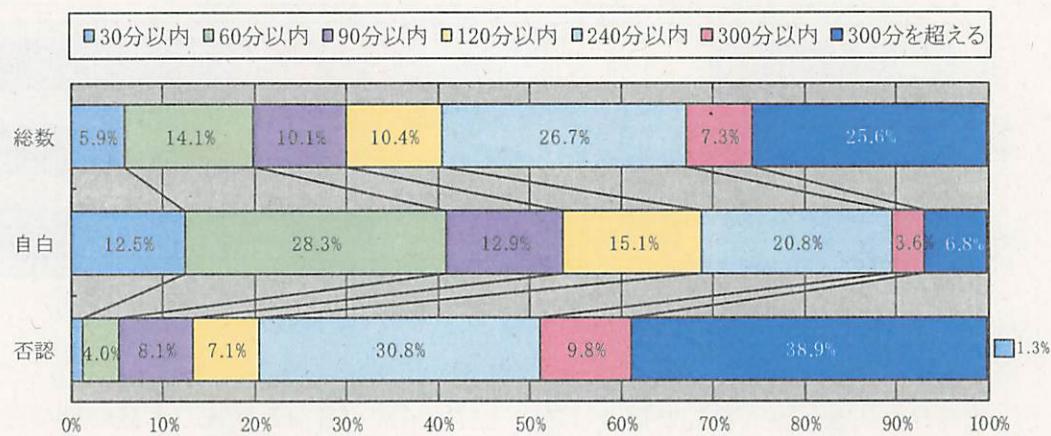
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表49 証人尋問時間別の終局件数の分布及び平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局件数	証人尋問時間							平均証人尋問時間(分)
		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	300分以内	300分を超える	
総数	675	40	95	68	70	180	49	173	238.2
自白	279	35	79	36	42	58	10	19	109.5
否認	396	5	16	32	28	122	39	154	328.9

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 証人尋問を実施していないものを除く。

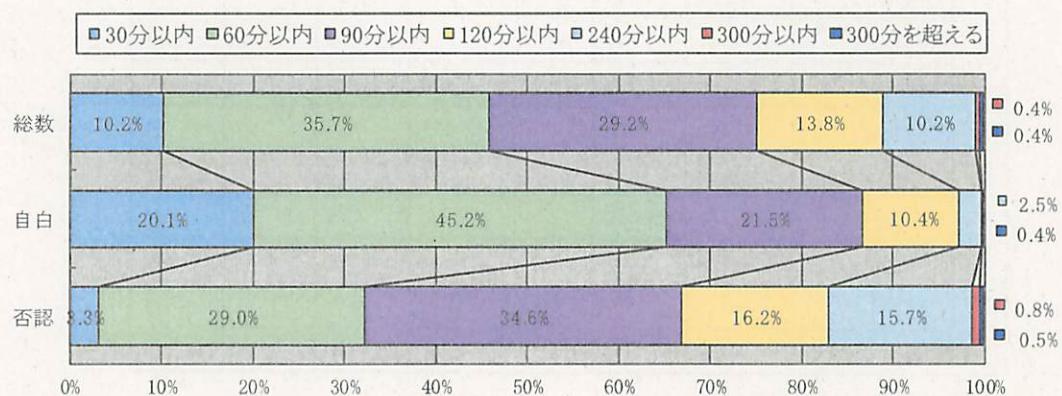


図表50 証人1人当たりの証人尋問時間別の終局件数の分布及び証人1人当たりの平均証人尋問時間（自白否認別）

	終局件数	証人1人当たりの証人尋問時間							証人1人当たりの平均証人尋問時間(分)
		30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	300分以内	300分を超える	
総数	675	69	241	197	93	69	3	3	73.2
自白	279	56	126	60	29	7	-	1	55.8
否認	396	13	115	137	64	62	3	2	85.5

(注) 1 件数建てであり、概数である。

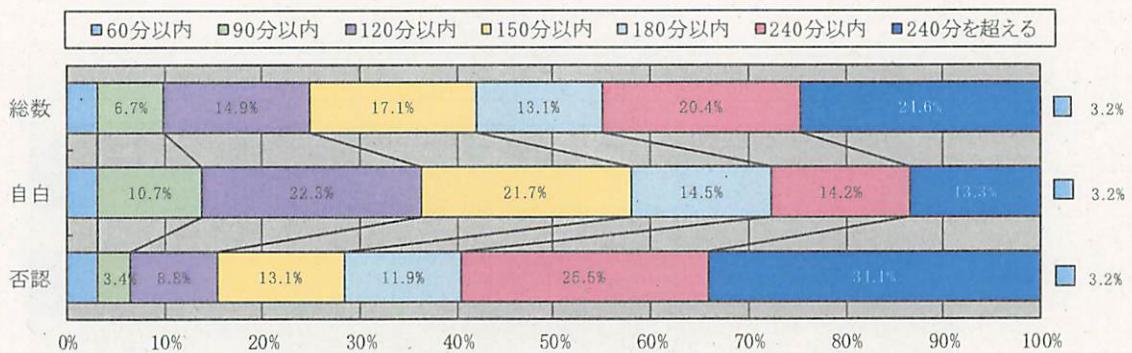
2 証人尋問を実施していないものを除く。



図表5 1 被告人質問時間別の終局件数の分布及び平均被告人質問時間（自白否認別）

	終局 件数	被 告 人 質 問 時 間							平均被告人 質問時間 (分)
		60分 以内	90分 以内	120分 以内	150分 以内	180分 以内	240分 以内	240分 を超える	
総数	756	24	51	113	129	99	154	186	198.0
自白	345	11	37	77	75	50	49	46	166.8
否認	411	13	14	36	54	49	105	140	224.2

(注) 件数建てであり、概数である。



取調べ証人数、証人尋問時間及び被告人質問時間の各分布状況（開廷時間の分布別）は、図表5 2ないし図表5 4のとおりである（なお、開廷時間の平均及び法定合議事件全体との比較については、図表5 7を参照。）。

図表5 2 開廷時間別・取調べ証人数別の終局件数の分布

	終局 件数	取 調 べ 証 人 数					
		0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数	756	81	201	166	104	79	125
開 廷 時 間	5時間以内	88	28	45	14	1	-
	6時間以内	67	15	31	15	4	2
	7時間以内	66	8	32	20	6	-
	8時間以内	70	6	26	22	11	4
	9時間以内	64	6	15	27	11	5
	10時間以内	65	6	15	20	12	9
	11時間以内	38	1	8	11	12	5
	12時間以内	47	7	10	8	9	11
	12時間を超える	251	4	19	29	38	43

(注) 件数建てであり、概数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表53 開廷時間別・証人尋問時間別の終局件数の分布

		終局件数	証人尋問時間						開廷時間に占める証人尋問時間の割合(%)
			30分以内	60分以内	90分以内	120分以内	240分以内	240分を超える	
総数		675	40	95	68	70	180	222	33.1
開廷時間	5時間以内	60	21	27	11	1	-	-	16.7
	6時間以内	52	7	22	10	6	7	-	20.4
	7時間以内	58	5	18	15	12	8	-	19.4
	8時間以内	64	1	13	8	20	20	2	24.0
	9時間以内	58	1	5	8	11	31	2	26.2
	10時間以内	59	1	3	7	5	34	9	28.9
	11時間以内	37	1	3	2	2	20	9	28.8
	12時間以内	40	3	1	2	5	13	16	29.4
	12時間を超える	247	-	3	5	8	47	184	38.6

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める証人尋問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の証人尋問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

3 証人尋問を実施していないものを除く。

図表54 開廷時間別・被告人質問時間別の終局件数の分布

		終局件数	被告人質問時間							開廷時間に占める被告人質問時間の割合(%)
			60分以内	90分以内	120分以内	150分以内	180分以内	240分以内	240分を超える	
総数		756	24	51	113	129	99	154	186	28.8
開廷時間	5時間以内	88	6	28	37	16	1	-	-	39.0
	6時間以内	67	5	10	27	17	5	3	-	35.5
	7時間以内	66	-	2	16	23	20	4	1	36.4
	8時間以内	70	2	4	12	20	13	16	3	33.1
	9時間以内	64	2	2	5	16	12	20	7	33.7
	10時間以内	65	-	-	6	10	15	21	13	33.4
	11時間以内	38	2	-	3	7	7	14	5	28.2
	12時間以内	47	-	1	2	6	4	15	19	33.3
	12時間を超える	251	7	4	5	14	22	61	138	24.8

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 「開廷時間に占める被告人質問時間の割合」は、開廷時間の各区分における終局件数の被告人質問時間の合計を、同件数の開廷時間の合計で除す方法により算出した。

平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間について、検察官、弁護人及び裁判体の各尋問（質問）時間の平均を自白・否認別にみると、図表55のとおりであり、下の円グラフは、開廷時間に占めるそれぞれの時間の割合をグラフ化したものである。また、開廷回数の分布別に取調べ証人数の分布状況をみると、図表56のとおりである。

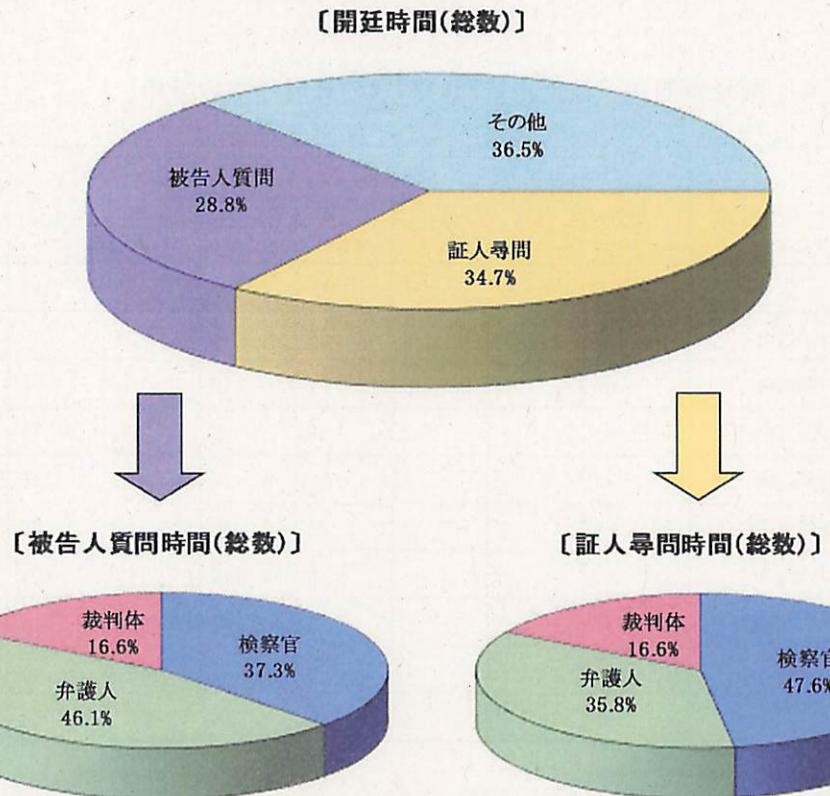
図表55 平均証人尋問時間及び平均被告人質問時間の内訳（自白否認別）

	平均開廷時間(分)	平均証人尋問時間(分)	うち			平均被告人質問時間(分)	うち		
			検察官	弁護人	裁判体		検察官	弁護人	裁判体
総数	687.3	238.2	113.4	85.3	39.5	198.0	73.9	91.3	32.8
自白	460.7	109.5	43.0	44.2	22.3	166.8	62.7	74.8	29.3
否認	877.6	328.9	162.9	114.3	51.7	224.2	83.3	105.1	35.7

(注) 1 概数である。

2 「平均証人尋問時間」には、証人尋問を実施していないものを含まない。

3 「裁判体」とは、裁判官及び裁判員をいう。



(注) 証人尋問を実施した終局件数と終局総件数が異なるため、本グラフの平均開廷時間に占める平均証人尋問時間の割合は、図表53と一致しない。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表 5 6 取調べ証人数別の終局件数の分布（開廷回数別）

		終局件数	取調べ証人人数					
			0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
総数		756	81	201	166	104	79	125
開廷回数	2回以内	2	1	1	-	-	-	-
	3回	119	39	59	20	-	1	-
	4回	261	31	104	77	33	14	2
	5回	169	6	31	47	40	29	16
	6回以上	205	4	6	22	31	35	107

(注) 1 件数建てであり、概数である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

法定合議事件全体と裁判員裁判対象事件における自白・否認別の平均開廷時間と平均取調べ証人を比較したものが、図表 5 7 である。

図表 5 7 自白否認別の平均開廷時間及び平均取調べ証人

	平均開廷時間(分)			平均取調べ証人(人)		
	総数	自白	否認	総数	自白	否認
法定合議事件総数	436.8	230.6	796.6	2.0	0.9	4.0
うち裁判員裁判対象事件	719.5	498.4	909.2	2.9	1.5	4.1

(注) 1 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。

2 終局時の罪名が裁判所法 26 条 2 項 2 号に該当する事件のうち、有罪人員（一部無罪を含む。）及び無罪人員を掲げた。

3 図表 5 5 は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

4 取調べ証人人数は延べ人員で計上する場合があるため図表 4 7 とは異なる。

(5) 客観的併合

公訴事実の数ごとにみた証拠調べの状況や、開廷回数、開廷時間の状況（自白・否認別）は、図表58ないし図表61のとおりである。

図表58-1 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（自白事件）

		終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
			10個以内	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	
総数		345	63	191	63	18	2	8	18.8
公訴事実の数	1個	194	51	111	27	4	-	1	15.0
	2個	70	6	48	14	1	-	1	17.5
	3個	34	4	13	11	3	-	3	24.7
	4個	23	1	8	7	6	1	-	24.5
	5個以上	24	1	11	4	4	1	3	40.2

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。
2 取調べ証拠数には証人を含み、延べ数である。

図表58-2 公訴事実の数別・取調べ証拠数別の終局件数の分布及び平均取調べ証拠数（否認事件）

		終局件数	取調べ証拠数						平均取調べ証拠数(個)
			10個以内	11~20個	21~30個	31~40個	41~50個	51個以上	
総数		411	32	194	105	32	17	31	25.0
公訴事実の数	1個	222	23	126	50	12	3	8	20.5
	2個	92	2	48	23	11	5	3	24.0
	3個	44	3	11	17	4	4	5	31.9
	4個	22	2	5	6	2	1	6	32.1
	5個以上	31	2	4	9	3	4	9	45.8

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。
2 取調べ証拠数には証人を含み、延べ数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表59-1 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（自白事件）

		終局件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間（分）
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		345	2	14	29	97	65	48	90	255.3
公訴事実の数	1個	194	2	7	18	56	36	29	46	246.6
	2個	70	-	4	7	20	12	11	16	238.1
	3個	34	-	-	2	11	4	3	14	302.3
	4個	23	-	2	1	3	6	3	8	306.2
	5個以上	24	-	1	1	7	7	2	6	259.7

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

図表59-2 公訴事実の数別・証人尋問時間及び被告人質問時間の合計別の終局件数の分布並びに平均時間（否認事件）

		終局件数	証人尋問時間及び被告人質問時間の合計							平均時間（分）
			60分以内	90分以内	120分以内	180分以内	240分以内	300分以内	301分以上	
総数		411	1	-	1	19	27	53	310	541.1
公訴事実の数	1個	222	1	-	1	12	18	29	161	476.6
	2個	92	-	-	-	2	5	11	74	565.5
	3個	44	-	-	-	1	3	6	34	580.5
	4個	22	-	-	-	3	1	3	15	596.9
	5個以上	31	-	-	-	1	-	4	26	834.4

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表60-1 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(自白事件)

		終局 件数	開廷回数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		345	2	111	159	49	24	4.0
公 訴 事 実 の 数	1個	194	2	71	87	27	7	3.9
	2個	70	-	25	33	8	4	3.9
	3個	34	-	5	17	5	7	4.5
	4個	23	-	4	11	6	2	4.4
	5個以上	24	-	6	11	3	4	4.5

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。
2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

図表60-2 公訴事実の数別・開廷回数別の終局件数の分布及び平均開廷回数
(否認事件)

		終局 件数	開廷回数					平均開廷 回数(回)
			2回以下	3回	4回	5回	6回以上	
総数		411	-	8	102	120	181	6.0
公 訴 事 実 の 数	1個	222	-	5	61	76	80	5.5
	2個	92	-	-	24	24	44	5.9
	3個	44	-	2	10	9	23	6.4
	4個	22	-	1	4	5	12	7.0
	5個以上	31	-	-	3	6	22	8.3

(注) 1 終局件数は、件数建てであり、概数である。
2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含まない。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表61-1 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(自白事件)

		終局 件数	開廷時間						平均開廷 時間(分)
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上	
総数		345	135	52	40	34	23	61	460.7
公 訴 事 実 の 数	1個	194	92	26	21	21	10	24	426.2
	2個	70	27	10	12	6	4	11	434.5
	3個	34	7	7	-	4	5	11	581.2
	4個	23	3	4	5	-	2	9	575.6
	5個以上	24	6	5	2	3	2	6	534.3

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

図表61-2 公訴事実の数別・開廷時間別の終局件数の分布及び平均開廷時間
(否認事件)

		終局 件数	開廷時間						平均開廷 時間(分)
			360分 以内	420分 以内	480分 以内	540分 以内	600分 以内	601分 以上	
総数		411	20	14	30	30	42	275	877.6
公 訴 事 実 の 数	1個	222	17	8	22	15	26	134	765.9
	2個	92	-	6	4	11	6	65	910.2
	3個	44	1	-	4	2	6	31	948.9
	4個	22	2	-	-	-	2	18	1172.0
	5個以上	31	-	-	-	2	2	27	1270.2

(注) 終局件数は、件数建てであり、概数である。

(6) 区分審理

裁判員法71条の区分審理による審理がされた事件の審判の数ごとの内訳は図表62のとおりであり、区分審理決定の有無別にみた開廷回数及び開廷時間の平均や分布の状況は、図表63及び図表64のとおりである。

区分審理決定のあった判決人員7人について、区分事件審判の実施状況をみると、裁判官のみで構成する合議体により審理及び裁判がされたものは7個（うち自白2個、否認5個）、裁判官3人と裁判員6人で構成する合議体により審理及び裁判がされたものは0個であった*12。また、区分事件審判による部分判決の結果は、有罪が6個（一部無罪を含む。）、無罪が1個であった。

図表62 区分審理決定のあった判決人員及び審判の数ごとの内訳

判決人員	審 判 の 数				
	2個	3個	4個	5個	6個以上
7	7	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 審判の数は、区分事件審判の数と併合事件審判の数の合計である。

図表63 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（区分審理決定の有無別）

判決人員	2回以下	開 廷 回 数							平均開廷回数(回)
		3回	4回	5回	6回	7回	8回以上		
総数	807	2	114	262	180	88	55	106	5.3
区分審理決定あり	7	-	-	-	-	-	-	7	14.3
区分審理決定なし	800	2	114	262	180	88	55	99	5.2

(注) 1 実人員である。

2 「区分審理決定あり」の開廷回数は、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたもの並びに区分事件審判及び併合事件審判の各開廷回数を合算したものである。

*12 区分事件審判における公判の平均開廷回数は、自白が2.5回、否認が8.8回であり、平均開廷時間は、自白が173.0分、否認が925.2分であった。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表64 開廷時間別の判決人員の分布及び平均開廷時間（区分審理決定の有無別）

判決人員	開廷時間							平均開廷時間(分)	
	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	960分以内	960分を超える		
総数	807	150	141	137	89	76	50	164	720.6
区分審理決定あり	7	-	1	-	-	1	-	5	1659.3
区分審理決定なし	800	150	140	137	89	75	50	159	712.3

- (注) 1 実人員である。
 2 開廷時間には公判準備に要した時間は含まない。
 3 「区分審理決定あり」の開廷時間は、区分事件審判及び併合事件審判の各開廷時間を合算したものである。
 4 図表55は概数であり、本表と開廷時間が異なる場合がある。

(7) 被害者参加・刑事損害賠償命令

裁判員裁判対象事件における罪名別の参加申出をした被害者等の数及び被害者等の参加の態様等は、図表65のとおりである。

なお、刑事損害賠償命令申立てがあった判決人員は、53人である。

図表65 裁判員裁判における被害者参加の状況（罪名別）

判決人員	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち証人尋問をした被害者等				うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等
			うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑訴法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑訴法292条の2の意見陳述をした被害者等		
総数	176	303	302	57	129	159	228	
殺人	59	102	102	18	42	60	75	
傷害致死	29	52	52	8	27	16	37	
(準)強制わいせつ致死傷	21	24	24	2	11	12	21	
(準)強制性交等致死傷	20	28	28	6	16	20	26	
危険運転致死	18	50	50	17	22	33	38	
強盗致死(強盗殺人)	10	21	21	2	4	7	17	
強盗・強制性交等	9	13	13	1	5	8	7	
強盗致傷	6	9	9	2	1	2	4	
現住建造物等放火	1	1	1	-	-	-	1	
自殺関与及び同意殺人	1	1	1	1	1	1	1	
保護責任者遺棄致死	1	1	1	-	-	-	1	
逮捕監禁致死傷	1	1	-	-	-	-	-	

(注) 1 本表における判決人員は、被害者参加申出のあった事件の被告人の人員数であり、実人員である。

2 被害者等の数は、延べ人員である。

4 評議

評議時間の平均及び分布状況（自白・否認別、罪名別及び開廷回数別）は、図表66ないし図表68のとおりである。なお、評議時間は、最終評議のみの時間であり、中間評議の時間を含まない。

図表66 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）

判決人員	評議時間							平均評議時間(分)	
	240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える		
総数	807	5	44	90	135	119	102	312	857.1
自白	368	4	39	73	96	49	47	60	619.0
否認	439	1	5	17	39	70	55	252	1,056.6

（注）実人員である。

図表67 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（罪名別）

判決人員	評議時間							平均評議時間(分)
	240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	807	5	44	90	135	119	102	312
殺人	196	2	5	20	26	24	25	94
強盗致傷	141	1	4	23	27	24	16	46
現住建造物等放火	80	-	10	16	11	13	11	19
傷害致死	80	-	5	9	12	10	7	37
覚醒剤取締法違反	74	1	5	3	10	20	7	28
(準)強制わいせつ致死傷	67	1	10	10	16	8	7	15
(準)強制性交等致死傷	44	-	2	2	11	6	6	17
麻薬特例法違反	28	-	-	3	8	3	6	8
危険運転致死	22	-	-	2	5	4	3	8
強盗致死(強盗殺人)	15	-	-	-	2	4	1	8
強盗・強制性交等	14	-	-	1	3	2	3	5
拐取者身の代金取得等	11	-	-	-	-	-	5	6
偽造通貨行使	7	-	2	-	-	-	1	4
保護責任者遺棄致死	6	-	-	-	-	1	1	4
銃刀法違反	5	-	-	-	2	-	-	3
逮捕監禁致死傷	4	-	-	-	1	-	2	1
傷害	3	-	-	1	-	-	-	2
(準)強制性交等	2	-	-	-	-	-	-	2
強盗	2	-	-	-	1	-	1	-
通貨偽造	1	-	1	-	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	-	-	-	-	-	-	1
逮捕監禁	1	-	-	-	-	-	-	1
身の代金拐取	1	-	-	-	-	-	-	1
窃盗	1	-	-	-	-	-	-	1
大麻取締法違反	1	-	-	-	-	-	-	1

(注) 実人員である。

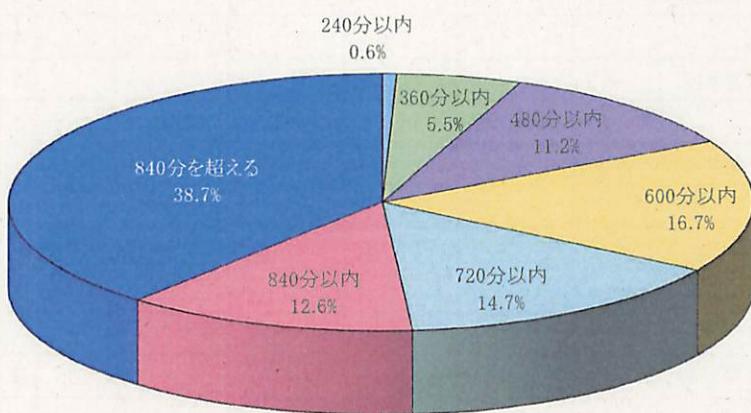
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表68 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（開廷回数別）

		判決人員	評議時間							平均評議時間(分)
			240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数		807	5	44	90	135	119	102	312	857.1
開廷回数	2回以下	2	-	1	1	-	-	-	-	355.5
	3回	114	2	21	19	30	18	13	11	558.3
	4回	262	3	20	48	63	40	32	56	660.8
	5回	180	-	1	16	23	32	31	77	862.5
	6回以上	249	-	1	6	19	29	26	168	1200.4

(注) 1 実人員である。

2 開廷回数には、裁判員裁判対象事件が併合される前の、裁判官のみで行われたものを含む。



5 裁判の結果

罪名別、自白・否認別に控訴人員をみると、図表69のとおりであり、序別・罪名別の終局区分及び罪名別の量刑分布状況は、図表70及び図表71のとおりである。

図表69 罪名別・自白否認別の判決人員及び控訴人員

判決人員	うち自白	うち否認	
		うち控訴	うち控訴
総数	807	368	439
殺人	196	75	121
強盗致傷	141	76	65
現住建造物等放火	80	48	32
傷害致死	80	28	52
覚醒剤取締法違反	74	22	52
(準)強制わいせつ致死傷	67	50	17
(準)強制性交等致死傷	44	16	28
麻薬特例法違反	28	21	7
危険運転致死	22	8	14
強盗致死(強盗殺人)	15	3	12
強盗・強制性交等	14	3	11
拐取者身の代金取得等	11	6	5
偽造通貨行使	7	3	4
保護責任者遺棄致死	6	2	4
銃刀法違反	5	2	3
逮捕監禁致死傷	4	3	1
傷害	3	-	3
(準)強制性交等	2	-	2
強盗	2	1	1
通貨偽造	1	1	-
自殺関与及び同意殺人	1	-	1
逮捕監禁	1	-	1
身の代金拐取	1	-	1
窃盗	1	-	1
大麻取締法違反	1	-	1

(注) 実人員である。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表70-1 序別・終局区分別の終局人員

序名	終局人員	有罪	一部無罪	無罪	免訴	家裁へ移送	その他	序名	終局人員	有罪	一部無罪	無罪	免訴	家裁へ移送	その他
総数	828	786	9	12	-	-	21	広島地裁本庁	22	16	1	-	-	-	5
東京地裁本庁	92	86	1	4	-	-	1	山口地裁本庁	9	9	-	-	-	-	-
東京地裁立川支部	21	20	-	-	-	-	1	岡山地裁本庁	19	18	-	-	-	-	1
横浜地裁本庁	36	33	1	1	-	-	1	鳥取地裁本庁	1	1	-	-	-	-	-
横浜地裁小田原支部	5	5	-	-	-	-	-	松江地裁本庁	7	7	-	-	-	-	-
さいたま地裁本庁	39	37	1	1	-	-	-	福岡地裁本庁	31	30	-	1	-	-	-
千葉地裁本庁	87	82	1	2	-	-	2	福岡地裁小倉支部	8	8	-	-	-	-	-
水戸地裁本庁	28	23	-	-	-	-	5	佐賀地裁本庁	2	2	-	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	16	16	-	-	-	-	-	長崎地裁本庁	4	4	-	-	-	-	-
前橋地裁本庁	9	9	-	-	-	-	-	大分地裁本庁	4	4	-	-	-	-	-
静岡地裁本庁	4	4	-	-	-	-	-	熊本地裁本庁	9	9	-	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	9	9	-	-	-	-	-	鹿児島地裁本庁	7	7	-	-	-	-	-
静岡地裁浜松支部	3	3	-	-	-	-	-	宮崎地裁本庁	5	5	-	-	-	-	-
甲府地裁本庁	2	2	-	-	-	-	-	那覇地裁本庁	6	6	-	-	-	-	-
長野地裁本庁	7	7	-	-	-	-	-	仙台地裁本庁	22	22	-	-	-	-	-
長野地裁松本支部	2	2	-	-	-	-	-	福島地裁本庁	5	5	-	-	-	-	-
新潟地裁本庁	9	8	-	-	-	-	1	福島地裁郡山支部	7	6	-	1	-	-	-
大阪地裁本庁	71	68	1	1	-	-	1	山形地裁本庁	3	3	-	-	-	-	-
大阪地裁堺支部	11	11	-	-	-	-	-	盛岡地裁本庁	6	6	-	-	-	-	-
京都地裁本庁	17	17	-	-	-	-	-	秋田地裁本庁	1	1	-	-	-	-	-
神戸地裁本庁	22	19	-	1	-	-	2	青森地裁本庁	3	3	-	-	-	-	-
神戸地裁姫路支部	10	9	1	-	-	-	-	札幌地裁本庁	11	11	-	-	-	-	-
奈良地裁本庁	8	8	-	-	-	-	-	函館地裁本庁	2	2	-	-	-	-	-
大津地裁本庁	11	10	1	-	-	-	-	旭川地裁本庁	3	3	-	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	5	5	-	-	-	-	-	釧路地裁本庁	8	8	-	-	-	-	-
名古屋地裁本庁	31	31	-	-	-	-	-	高松地裁本庁	3	3	-	-	-	-	-
名古屋地裁岡崎支部	12	12	-	-	-	-	-	徳島地裁本庁	5	5	-	-	-	-	-
津地裁本庁	17	17	-	-	-	-	-	高知地裁本庁	1	1	-	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	6	6	-	-	-	-	-	松山地裁本庁	10	8	1	-	-	-	1
福井地裁本庁	4	4	-	-	-	-	-								
金沢地裁本庁	4	4	-	-	-	-	-								
富山地裁本庁	6	6	-	-	-	-	-								

(注) 1 実人員である。

2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があつた人員を除く。

図表70-2 罪名別・終局区分別の終局人員

罪名	終局 人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	828	786	9	12	-	21
殺人	198	191	1	4	-	2
強盗致傷	153	140	-	1	-	12
現住建造物等放火	83	78	2	-	-	3
傷害致死	80	79	-	1	-	-
覚醒剤取締法違反	75	66	2	6	-	1
(準)強制わいせつ致死傷	68	67	-	-	-	1
(準)強制性交等致死傷	44	43	1	-	-	-
麻薬特例法違反	29	28	-	-	-	1
危険運転致死	22	22	-	-	-	-
強盗致死(強盗殺人)	16	15	-	-	-	1
強盗・強制性交等	14	13	1	-	-	-
拐取者身の代金取得等	11	11	-	-	-	-
偽造通貨行使	7	6	1	-	-	-
保護責任者遺棄致死	6	6	-	-	-	-
銃刀法違反	5	5	-	-	-	-
逮捕監禁致死傷	4	4	-	-	-	-
傷害	3	3	-	-	-	-
(準)強制性交等	2	2	-	-	-	-
強盗	2	2	-	-	-	-
通貨偽造	1	1	-	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	1	1	-	-	-	-
逮捕監禁	1	-	1	-	-	-
身の代金拐取	1	1	-	-	-	-
窃盗	1	1	-	-	-	-
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

4 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表71 罪名別・量刑分布別（終局区別を含む）の終局人員

終局人員	終局区分																			控訴申立人員	控訴率（%）	
	有罪										懲役											
	有期		有期								3年以下			3年以下			3年以下					
	有罪人員	死刑	無期懲役	30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	実刑	うち一部執行猶予	うち保護観察	うち全部執行猶予	うち保護観察	うち全部執行猶予	うち保護観察	無罪	その他			
総数	828	795	1	10	5	11	40	83	176	154	125	38	2	2	152	79	12	21	332	41.1		
殺人	198	192	-	5	3	7	26	30	33	22	20	5	-	-	41	14	4	2	85	43.4		
強盗致傷	153	140	-	-	-	-	-	11	30	38	33	6	-	-	22	15	1	12	53	37.6		
現住建造物等放火	83	80	-	-	-	-	1	2	4	15	19	9	1	1	30	22	-	3	16	20.0		
傷害致死	80	79	-	-	-	1	-	8	31	13	15	2	-	-	9	2	1	-	38	47.5		
覚醒剤取締法違反	75	68	-	-	-	-	2	12	32	18	1	2	-	-	1	-	6	1	39	52.7		
(準)強制わいせつ致死傷	68	67	-	-	-	-	-	1	-	6	15	9	1	1	36	23	-	1	13	19.4		
(準)強制性交等致死傷	44	44	-	-	-	-	3	5	17	10	9	-	-	-	-	-	-	-	27	61.4		
麻薬特例法違反	29	28	-	-	-	-	-	2	9	14	3	-	-	-	-	-	-	1	11	39.3		
危険運転致死	22	22	-	-	-	-	-	1	12	7	1	1	-	-	-	-	-	-	12	54.5		
強盗致死(強盗殺人)	16	15	1	5	1	1	4	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	13	86.7		
強盗・強制性交等	14	14	-	-	1	2	3	5	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	8	57.1		
拐取者身の代金取得等	11	11	-	-	-	-	-	-	2	1	4	1	-	-	3	-	-	-	4	36.4		
偽造通貨行使	7	7	-	-	-	-	-	1	-	1	2	1	-	-	2	-	-	-	4	57.1		
保護責任者遺棄致死	6	6	-	-	-	-	1	-	-	3	2	-	-	-	-	-	-	-	3	50.0		
銃刀法違反	5	5	-	-	-	-	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	40.0		
逮捕監禁致死傷	4	4	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	-	-	1	-	-	-	1	25.0		
傷害	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	2	-	-	1	33.3		
(準)強制性交等	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
強盗	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	50.0		
通貨偽造	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
自殺間り及び同意殺人	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100.0		
逮捕監禁	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
身の代金樹取	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-		
窃盗	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
大麻取締法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		

(注) 1 実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送等である。

3 禁錮刑及び罰金刑が言い渡された人員はない。

4 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

5 裁判員法3条1項の除外決定があった人員を除く。

6 控訴

裁判員裁判による判決に対し、控訴を申し立てた人員につき、第一審の結果ごとの控訴理由及び控訴審結果の分布状況をみると、図表72及び図表73のとおりであり、終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布状況をみると、図表74のとおりである（ただし、いずれも控訴審終局時を基準としている。）。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成26年から令和5年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から控訴審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表72 第一審結果別の控訴理由の分布（控訴審終局分）

第一審の結果	控訴審終局人員 総数	被告人側							検察官							第一審終局人員 参考
		控訴審終局人員	3刑訴法 条37 7 8 法 令 統 適 用 法 の 合 誤 違 り	反訴・ 訟法 手續 の 合 用 法 の 合 誤 違 り	量刑不 当	事実の 認認	判決後 の情状	その他	控訴審終局人員	3刑訴法 条37 7 8 法 令 統 適 用 法 の 合 誤 違 り	反訴・ 訟法 手續 の 合 用 法 の 合 誤 違 り	量刑不 当	事実の 認認	判決後 の情状	その他	
総数	293	287	9	68	203	195	19	-	14	-	1	7	10	-	-	828
死刑	2	2	-	3	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
無期懲役	13	13	2	4	7	10	1	-	-	-	-	-	-	-	-	10
有期懲役	30年以下	11	11	-	3	10	6	1	-	6	-	-	6	3	-	5
	25年以下	5	5	-	2	2	4	-	-	-	-	-	-	-	-	11
	20年以下	20	19	1	3	14	16	-	-	1	-	-	1	-	-	40
	15年以下	48	48	1	14	36	34	3	-	-	-	-	-	-	-	83
	10年以下	72	72	-	19	52	48	5	-	-	-	-	-	-	-	176
	7年以下	63	63	3	12	42	41	4	-	1	-	-	-	1	-	154
	5年以下	37	37	1	7	27	27	3	-	-	-	-	-	-	-	125
	3年以下	18	17	1	1	11	7	2	-	2	-	-	-	2	-	190
	うち 全部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	うち 全部執行猶予	3	2	-	-	-	2	-	-	1	-	-	-	1	-	152
無罪	4	-	-	-	-	-	-	-	4	-	1	-	4	-	-	12
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21

（注）1 実人員である。

2 控訴理由が複数ある場合には、各欄に重複して計上した。

3 控訴の申立てが被告人側、検察官双方からされた場合には、各欄の「控訴審終局人員」に重複して計上した。

4 控訴理由の「その他」は、刑の廃止・変更、大赦等である。

5 控訴趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、控訴審終局人員総数には計上した。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表73 第一審結果別の控訴審結果の分布

第一審の結果	控訴審終局人員	控訴審の結果							上告申立人員	（参考） 第一審終局人員
		控訴棄却	破棄差戻	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	破棄自判	に3う よ9ち る7刑 も1訴 の項法	取下げ	その他		
総数	293	239	3	3	22	7	25	4	132	828
死刑	2	1	-	-	1	1	-	-	2	1
無期懲役	13	8	-	-	1	1	3	1	8	10
有期懲役	30年以下	11	7	3	3	1	-	-	10	5
	25年以下	5	4	-	-	-	-	1	-	3
	20年以下	20	19	-	-	-	-	1	-	14
	15年以下	48	44	-	-	3	2	-	1	26
	10年以下	72	63	-	-	3	-	6	-	33
	7年以下	63	51	-	-	4	1	8	-	20
	5年以下	37	27	-	-	4	1	6	-	11
	3年以下	18	13	-	-	4	-	-	1	4
	うち 一部執行猶予	-	-	-	-	-	-	-	-	2
無罪	うち 全部執行猶予	3	3	-	-	-	-	-	1	152
	無罪	4	2	-	-	1	1	-	1	1
その他		-	-	-	-	-	-	-	-	21

(注) 1 実人員である。

2 「上告申立人員」には、上告申立後、記録送付前に上告取下げがあった人員を含む。

図表74 終局人員に占める破棄人員の割合及び破棄理由別人員の分布

	破棄人員
終局人員	293
破棄人員	25
(破棄率(%))	(8.5)
絶対的控訴理由(刑事訴訟法377条・378条)	-
訴訟手続の法令違反(刑事訴訟法379条)	-
法令適用の誤り(刑事訴訟法380条)	1
量刑不当(刑事訴訟法381条)	1
事実誤認(刑事訴訟法382条)	8
判決後的情状(刑事訴訟法393条2項)	15
その他	-

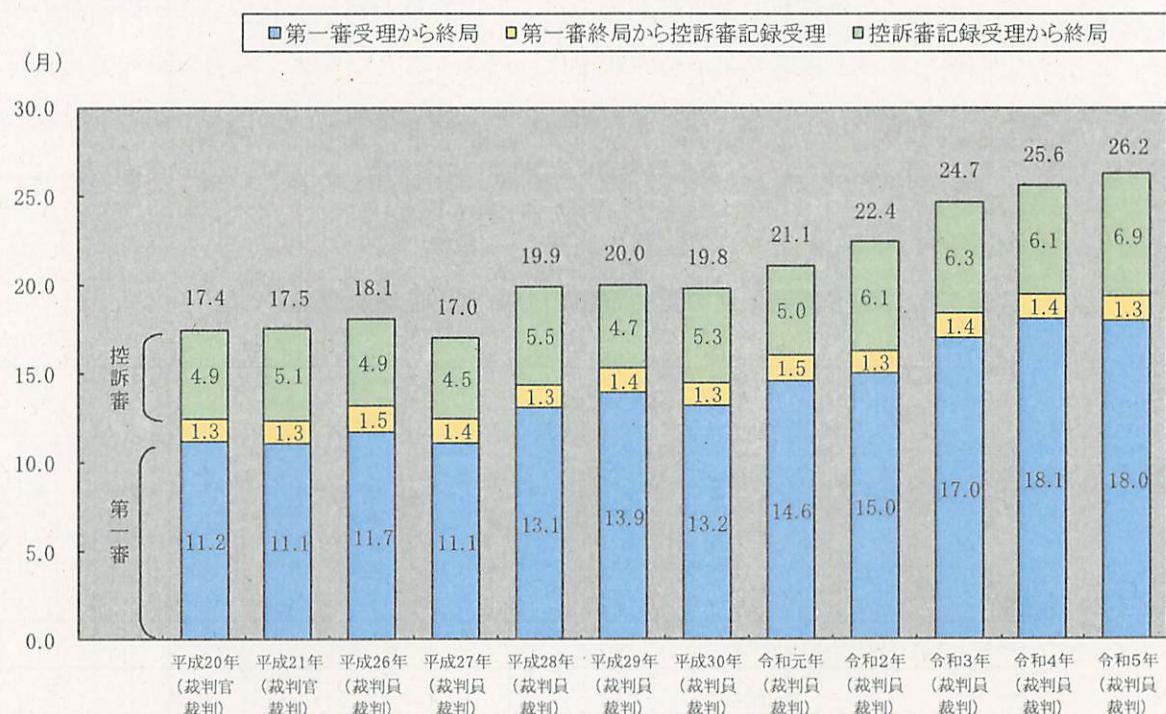
(注) 1 実人員である。

2 破棄理由が複数の項目に該当する場合は、それぞれに計上した。

よって、破棄理由欄の合計と破棄人員は一致しない場合がある。

第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

(参考) 控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 控訴審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷(準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盜致傷、強盜致死(強盜殺人)、強盜・強制性交等及び強盜・強制性交等致死(強盜強姦及び強盜強姦致死)の15罪名(未遂处罚規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷处罚法に規定する罪である。

2 終局人員は、平成26年(356人)、平成27年(353人)、平成28年(310人)、平成29年(300人)、平成30年(301人)、令和元年(304人)、令和2年(217人)、令和3年(273人)、令和4年(232人)及び令和5年(247人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(702人)及び平成21年(618人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

7 上告

第一審が裁判員裁判の控訴審判決に対する上告審の終局人員につき、控訴審の結果ごとの上告理由及び上告審結果の分布状況は、図表75及び図表76のとおりである。

また、平成20年及び平成21年の裁判員裁判対象罪名の事件と平成26年から令和5年までの裁判員裁判対象事件における第一審受理から上告審終局までの審理期間のデータを参考添付した。

図表75 控訴審結果別の上告理由の分布（上告審終局分）

控訴審の結果		上告審終局人員総数	被告側							検察官側							双方					
			憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由	その他	憲法違反	判例違反	法令違反	量刑不当	事実誤認	再審事由
総数		129	49	34	70	58	102	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
控訴棄却		122	49	31	66	56	96	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄自判	死刑		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	無期		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	30年以下		1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	25年以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	20年以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	15年以下		1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	10年以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	7年以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	5年以下		1	-	-	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	3年以下		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち 一部執行猶予		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うち 全部執行猶予		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
無罪		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		4	-	3	3	-	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 1 実人員である。

2 上告理由が複数ある場合には、各欄にそれぞれ重複して計上した。

3 上告理由の「その他」は、刑の廃止・変更・大赦等である。

4 上告趣意書提出前取下げ等の理由で判明しなかった場合は掲げていない。ただし、上告審終局人員総数には計上した。

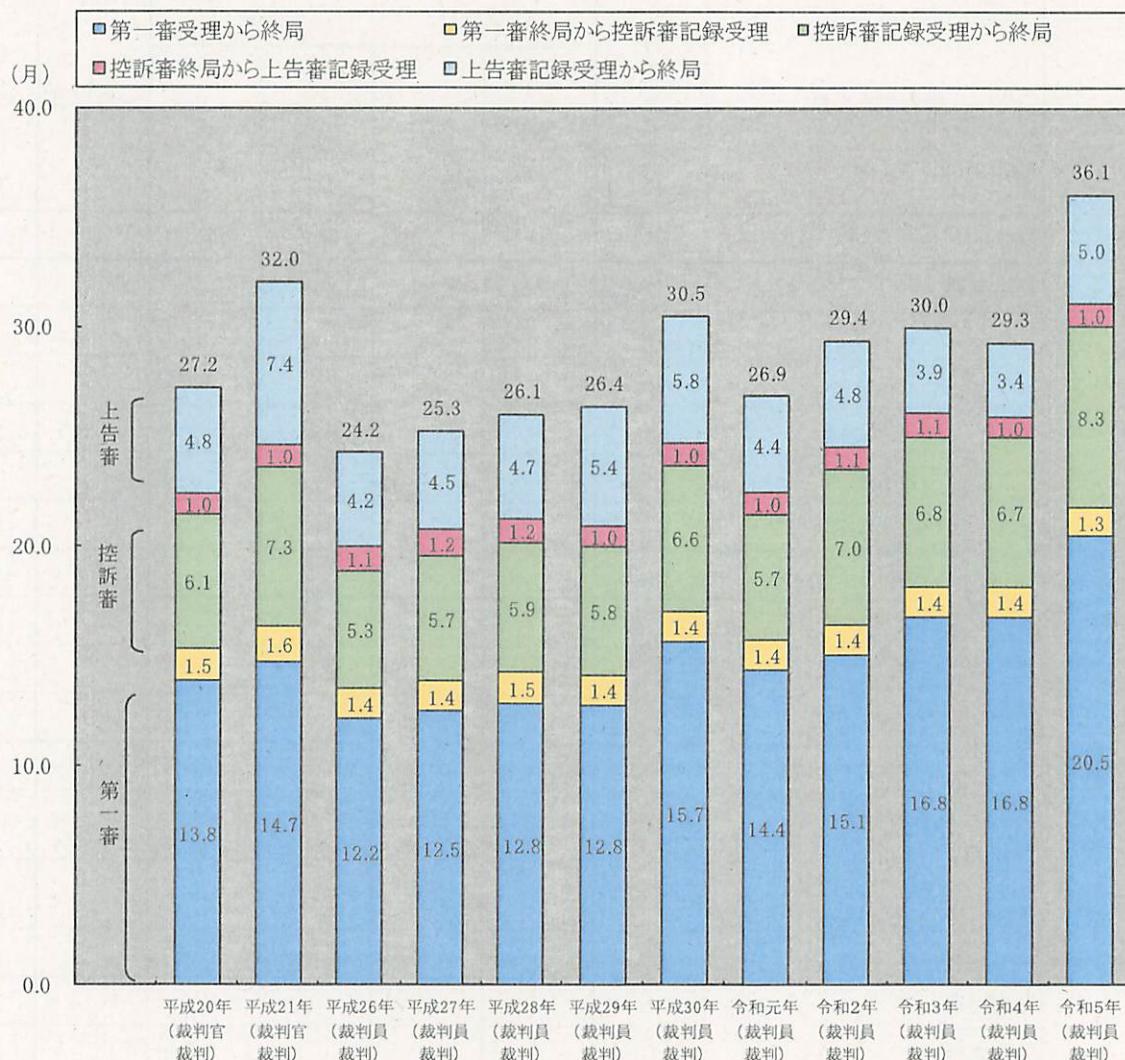
第3 裁判員の参加する公判手続の実施状況について

図表76 控訴審結果別の上告審結果の分布

控訴審の結果	上告審終局人員	上告棄却		破棄		公訴棄却	取下げ
		判決	決定	差戻し・移送	自判		
総数	129	3	119	-	-	-	7
控訴棄却	122	3	112	-	-	-	7
破棄自判	死刑	-	-	-	-	-	-
	無期	-	-	-	-	-	-
	30年以下	1	-	1	-	-	-
	25年以下	-	-	-	-	-	-
	20年以下	-	-	-	-	-	-
	15年以下	1	-	1	-	-	-
	10年以下	-	-	-	-	-	-
	7年以下	-	-	-	-	-	-
	5年以下	1	-	1	-	-	-
	3年以下	-	-	-	-	-	-
うち 一部執行猶予		-	-	-	-	-	-
うち 全部執行猶予		-	-	-	-	-	-
無罪		-	-	-	-	-	-
破棄差戻し・移送		4	-	4	-	-	-
公訴棄却		-	-	-	-	-	-

(注) 実人員である。

(参考) 上告審における終局人員の審級別平均審理期間の推移



(注) 1 上告審における終局人員のうち、処断罪名などが現住建造物等放火、通貨偽造、偽造通貨行使、(準)強制わいせつ致死傷、(準)強制性交等致死傷((準)強姦致死傷)、集団(準)強姦致死傷、殺人、傷害致死、危険運転致死、身の代金拐取、拐取者身の代金取得等、強盗致傷、強盗致死(強盗殺人)、強盗・強制性交等及び強盗・強制性交等致死(強盗強姦及び強盗強姦致死)の15罪名(未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。)のものに限る。

なお、上記「危険運転致死」は、平成27年以降においては平成25年法律86号による改正前の刑法208条の2及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪である。

2 終局人員は、平成26年(170人)、平成27年(133人)、平成28年(138人)、平成29年(125人)、平成30年(131人)、令和元年(130人)、令和2年(113人)、令和3年(112人)、令和4年(119人)及び令和5年(106人)は第一審において裁判員の参加する合議体により審理及び裁判がされた人員、平成20年(259人)及び平成21年(277人)は第一審において裁判官のみの合議体により審理及び裁判がされた人員である。

第4 その他

本項では、第2「裁判員等の選任に関する実施状況について」及び第3「裁判員の参加する公判手続の実施状況について」のいずれにも関係し、又はいずれにも該当しない統計数値を示すこととした。

具体的には、1)弁護人の状況、2)外国人事件の状況、3)手話通訳人等の状況、4)裁判員法違反事件の処理状況を示した。

弁護人の選任状況を罪名別にみると、図表77のとおりである。

図表77 弁護人の私選国選別の判決人員（罪名別）

	判決人員	私選弁護人が選任された人員	国選弁護人が選任された人員
総数	807	151 (18.7)	707 (87.6)
殺人	196	25 (12.8)	179 (91.3)
強盗致傷	141	26 (18.4)	127 (90.1)
現住建造物等放火	80	4 (5.0)	77 (96.3)
傷害致死	80	16 (20.0)	70 (87.5)
覚醒剤取締法違反	74	16 (21.6)	67 (90.5)
(準)強制わいせつ致死傷	67	21 (31.3)	52 (77.6)
(準)強制性交等致死傷	44	7 (15.9)	39 (88.6)
麻薬特例法違反	28	11 (39.3)	20 (71.4)
危険運転致死	22	8 (36.4)	15 (68.2)
強盗致死(強盗殺人)	15	2 (13.3)	14 (93.3)
強盗・強制性交等	14	4 (28.6)	11 (78.6)
拐取者身の代金取得等	11	-	11 (100.0)
偽造通貨行使	7	1 (14.3)	6 (85.7)
保護責任者遺棄致死	6	2 (33.3)	5 (83.3)
銃刀法違反	5	4 (80.0)	1 (20.0)
逮捕監禁致死傷	4	1 (25.0)	3 (75.0)
傷害	3	-	3 (100.0)
(準)強制性交等	2	-	2 (100.0)
強盗	2	1 (50.0)	1 (50.0)
通貨偽造	1	-	1 (100.0)
自殺関与及び同意殺人	1	-	1 (100.0)
逮捕監禁	1	1 (100.0)	-
身の代金拐取	1	-	1 (100.0)
窃盗	1	-	1 (100.0)
大麻取締法違反	1	1 (100.0)	-

(注) 1 実人員である。

2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。

3 () は判決人員に対する割合(%)である。

通訳翻訳人の付いた外国人の被告人につき、罪名別及び言語別に判決人員数をみると、図表78及び図表79のとおりである。

図表78 罪名別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決人員	うち通訳翻訳人の付いた外国人
総数	807	98 (12.1)
殺人	196	16 (8.2)
強盗致傷	141	8 (5.7)
現住建造物等放火	80	1 (1.3)
傷害致死	80	1 (1.3)
覚醒剤取締法違反	74	46 (62.2)
(準)強制わいせつ致死傷	67	2 (3.0)
(準)強制性交等致死傷	44	5 (11.4)
麻薬特例法違反	28	2 (7.1)
危険運転致死	22	-
強盗致死(強盗殺人)	15	-
強盗・強制性交等	14	-
拐取者身の代金取得等	11	11 (100.0)
偽造通貨行使	7	2 (28.6)
保護責任者遺棄致死	6	-
銃刀法違反	5	-
逮捕監禁致死傷	4	2 (50.0)
傷害	3	1 (33.3)
(準)強制性交等	2	-
強盗	2	-
通貨偽造	1	-
自殺関与及び同意殺人	1	-
逮捕監禁	1	-
身の代金拐取	1	1 (100.0)
窃盗	1	-
大麻取締法違反	1	-

(注) 1 実人員である。

2 () は判決人員に対する割合(%)である。

図表79 言語別の通訳翻訳人の付いた外国人の判決人員

	判決 人員
総数	98
ベトナム語	32
英語	13
中国語	9
北京語	6
広東語	3
アラビア語	6
タイ語	6
スペイン語	5
トルコ語	3
ペルシャ語	3
ポルトガル語	3
ミャンマー語	3
韓国・朝鮮語	2
インドネシア語	1
スワヒリ語	1
セルビア語	1
タミール語	1
チエコ語	1
ドイツ語	1
ハンガリー語	1
パンジャビ語	1
フィリピン（タガログ）語	1
フィンランド語	1
マダガスカル語	1
モンゴル語	1
ラトビア語	1

(注)実人員である。

被告人に対し、手話通訳人等を付した判決人員は図表80のとおりである。

図表80 手話通訳人等の付いた被告人の判決人員
(該当なし)

手話通訳、要約筆記、点字翻訳を要した裁判員候補者及び裁判員等の人員は、図表81のとおりである。また、障害を有する裁判員候補者及び裁判員等に対して、手話通訳、要約筆記、点字翻訳、車いすの貸出、職員による付添い等、何らかの対応を行ったとして報告がされた事件は24件あった。

図表81 手話通訳・要約筆記・点字翻訳を要した裁判員候補者、裁判員等の員数

	選任手続期日に出席した裁判員候補者	選任された裁判員・補充裁判員
総数	21,637	6,324
うち手話通訳	8	2
うち要約筆記	2	-
うち点字翻訳	-	-

(注) 1 総数のうち選任手続期日に出席した裁判員候補者は、
延べ人員である。

2 1以外の人員は、実人員であり、概数である。

裁判員法違反事件の処理状況は、図表82のとおりである。

図表82 裁判員法違反事件の処理状況
(該当なし)

裁判員候補者及び裁判員等に対し、過料の制裁を行ったとして報告がされた事件はなかった。